

工事番号

1

北海道栽培漁業伊達センターポンプ棟新設工事

特記仕様書

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 伊達市長和町234-1

2. 工事範囲 ※下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
○	本体棟	S造・平屋建	6,216.83	m ²	既設改修
○	濾過・機械棟	S造・平屋建	767.58	m ²	既設改修
○	ポンプ棟	S造・平屋建	70.846	m ²	既設
●	ポンプ棟	RC造・平屋建	111.62	m ²	新設

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積	備考
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲 _____

(2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日まで

5. 別途工事 _____

6. 施工区分(分離発注の場合のみ記入)

※下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種	建築	電気	暖房	衛生	備考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填	●	●	○	○	○	補強は建築
上記の補強	●					
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●					埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○		補強は建築
設備用天井、床点検口	●					
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○				
設備機器用基礎	●	○	○	○		
ルーフレイン排水金物	○			○		配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○					接続は衛生
木製建具枠の取付け	○					木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○		
同上 防雪フード	●		○			
外壁面入排気ガラー及び防風板	●		○			
水道検針盤		○	○	○		
灯油集中盤への配線接続		○	○	○		

II 各工事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和6年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印と*印の付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表とする。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 *有 ○無
5. 契約書第10条に基づく履行報告にあたり、報告に用いる様式等は、営繕工事監理業務委託様式 様式2-5 建設工事進捗状況報告書、又は任意の様式とする。(1.2.4)
6. 営繕工事に必要な提出書類(落札後、契約後、施工中)については北海道建設部建築局計画管理課のホームページ(営繕工事に必要な提出書類(落札後、契約後、施工中))掲載の様式を使用すること。
URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/>
7. 石綿含有建材の事前調査
あらかじめ関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。
 - ア. 調査範囲に係る既存の設計図書の貸与をする。
 - イ. 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととする。
 - ウ. 調査結果を工事監督員に報告する。
8. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。
ただし、概数の確定による変更は除く。
 - (1) 設計図書間に不一致等がある場合
設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
 - (2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
 - ア. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
 - イ. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
 - ウ. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
 - (3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。
9. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(以下「PCB特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ 建築基準法
- ・ 環境基本法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

10. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

・発注者 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課が設定する予定価格は、令和8年4月23日時点の単価及び積算要領等を用いている。

・工事箇所付近は他工事でも使用予定のため、使用の際は各工事で支障がないように協議のうえ使用すること。

III | 総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式

技術提案について

1. 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

2. 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○ 簡易型総合評価方式(施工計画審査タイプ)

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

- (1) 簡易な施工計画
 - ア. 入札時に加評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。
 - イ. 減点は、1項目当たり最大5点とする。
 - (2) 主任(監理)技術者
 - ア. 主任(監理)技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
 - イ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。
 - (3) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。
 - (4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
 - ア. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に
 - イ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。
 - ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。
- 簡易型総合評価方式(施工実績審査タイプ)
技術評価項目について
1. 責任の所在
発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。
 2. 技術評価項目に係る履行確認
配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。
 3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認
当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。
 4. 技術評価項目に係るペナルティ
加評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。
ただし、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。
 - (1) 主任(監理)技術者
 - ア. 主任(監理)技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
 - イ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。
 - (2) 追加配置した技術者
追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。
 - (3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点
 - ア. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に
 - イ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。
 - ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

項 目	特 記 事 項
<p>▶ 1. ワンデーレスポンス実施対象工事</p>	<p>本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。 ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者等が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することとしている。 なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限などを設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。</p>
<p>▶ 2. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について</p>	<p>(1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。 (2) 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案し取組を実施することができる。 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。 URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/infra_zero_carbon.html (3) 試行を実施する場合は、次のとおりとする。 ア. 受注者はインターネット上の「電子申請システム」により計画書を作成し、この計画書を施工計画書に添付し、工事監督員に提出する。 電子申請システムURL https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=b3WEGvBM 【注意】計画書の入力後には、必ず「PDF保存」の操作を行い、この計画書を施工計画書に添付すること。 イ. 工事監督員（総括監督員）は、ア.の提出があった時には、評価できる提案内容であるかを確認するものとする。なお、評価できない提案内容であったときには、工事監督員は受注者にその旨を助言し、この場合において受注者は、新たな提案を記載した計画書を再度提出することができる。 ウ. 受注者は、イ.で提案した取組内容を本工事の施工において行うとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。 エ. 受注者は、工事が完成する前までに、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ウ.で撮影した写真を添付する。 オ. 工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、イ.で提案された内容（ただし、評価できる提案内容に限る。）が適切に実施されていることを確認した場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。（ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。） なお、適切に実施されていない場合、「実施状況報告書」の提出がされていないなどで実施状況が確認できない場合、又はイ.の提案がされていないなどの場合には、加点評価は行わない。 (4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。</p>
<p>▶ 3. 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について</p>	<p>(1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施する試行工事である。 (2) 本工事において使用する用語の定義は以下のとおりとする。 ・ 技能者 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。 ・ カードリーダー CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。</p>

- ・ 現場利用料
CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
 - ・ 対象期間
CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID(現場管理者)登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。
- (3) 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。
- 〈評価対象項目〉
- ① 事業者登録
 - ② 管理者ID(現場管理者)登録
 - ③ 技能者の就業履歴の蓄積
 - ④ アンケートの提出(※依頼があった場合のみ)
- 〈判断基準〉
- ① 元請企業の登録
 - ② 当該現場の登録
 - ③ 対象期間の日数の50%以上蓄積
 - ④ 工事完成までに発注者に提出
- ※既に事業者登録を終えている場合は、①の判断基準を満たしているものとする。
- (4) 発注者は、受注者に対して(3)に掲げる判断基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、達成状況を確認するものとする。
- 〈提出の例〉
就業履歴一覧(月別カレンダー)など
- (5) 受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫－■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。
- (6) CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)について、次のとおり、当初予定価格から活用を前提とした経費の積算を行い、実績に基づき、設計変更することとする。
- この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。
- ア. カードリーダー設置費用
カードリーダーの設置費用について、単価1万円/台(以下「基準額」という。)、数量1台(概数)を計上する。
現場での使用実績を確認し、設置費用が基準額未満の場合は、その額で設計変更を行う。ただし、設置費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。
原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合やスマートフォン携帯電話等を使用した入退場管理サービスを使用する場合についても、必要な費用を設置費用の対象とする。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。

イ. 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料について、次の算定式により計上し、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、設計変更することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(算定式)

当初現場利用料=(工期(日)×50%×10人)(概数)×10円

- (7) 受注者は、発注者よりアンケート調査の依頼があった場合、工事完成までに発注者に提出するものとする。
- (8) 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。
- (1) 本工事は、「遠隔臨場」の対象であり、営繕工事における遠隔臨場に関する実施要領に従い実施する。
- (2) 受注後、映像及び音声の双方向通信が困難な現場であるなど、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合は、遠隔臨場を実施しないことができる。
- (3) 受注者は、遠隔臨場を実施する前までに、適用する工種・確認項目、使用機器及び仕様、実施方法及び安全対策、必要な費用の概算額を示した実施計画(任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。)を策定し、工事監督員の確認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、ウェアラブルカメラ等により撮影した映像及び音声をWeb会議システム等を用いて工事監督員に配信し、双方向通信を使用して工事監督員の立会い、協議、検査及び調整を行う。
なお、遠隔臨場に用いる機器は、立会い等に限らず、定例会議、現場と設計図書相互の不一致若しくは事故の報告時などにも、使用することができる。
- (5) 遠隔臨場を実施することによって生じる費用は、当初予定価格から活用を前提とした経費の積算を行い、費用を要した月数の実績に基づき概数確定を行う。この際、共通仮設費として積上げ計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。
- (6) 受注者を対象としたアンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。
- (1) 本工事は、営繕工事情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、受発注者協議により決定する。なお、受注者は決定後速やかに情報共有システムの契約を行う。
- ア. 情報共有システムの提供方式はASP方式とする。
- イ. 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの。
- ウ. 情報共有システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。
- (3) 工事帳票の決裁は、すべて情報共有システム上で行うことを原則とする。ただし、システム上で処理することが困難であると工事監督員が認めた場合は、その他の方法で処理を行うことができるものとする。
- (4) 情報共有システムで作成された工事帳票等は電子データを利用した検査(電子検査)を原則とする。

▷ 4. 遠隔臨場対象工事

▶ 5. 営繕工事情報共有システム

▷ 6. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

▶ 7. 道産材等の優先使用

▶ 8. 環境への配慮

- (5) 情報共有システムで作成された工事帳票一式は、電子媒体(CD-R等)で納品すること。納品の内容については営繕事業電子納品運用ガイドラインを参考に、工事監督員と協議の上、決定するものとする。
- (6) 受注者は、納品後速やかに情報共有システムから工事帳票一式及び利用者情報の消去を行うものとする。
- (7) その他、本項に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事打合せ記録簿いずれかで示すこと。
- 不明な点については、北海道建設部建設政策局建設管理課作成施工体制Q&A参照のこと。
- 本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。(木材及び木材製品は除く。)
- 受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと
- (1) 化学物質を放散させる建築材料等(※1)
- 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート(SDS)や成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。
- ア. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。
- イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型(配慮型)のものとする。
- ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。
- ※1 化学物質を放散する建築材料等
- 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存(防腐・防蟻)剤
- (2) 環境物品等の調達
- 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。
- 上記における同調達方針として、資材(機材及び材料を含む)のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するように努めること。
- (3) 工事中の留意事項
- ア. 換気の励行
- 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。
- イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置
- 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。
- また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 μg/m ³)
トルエン	0.07ppm (260 μg/m ³)
キシレン	0.05ppm (200 μg/m ³)
エチルベンゼン	0.085ppm (370 μg/m ³)
スチレン	0.05ppm (220 μg/m ³)
パラジクロロベンゼン	0.04ppm (240 μg/m ³)

※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用

濃度測定 ○ 行う ● 行わない

測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。

測定回数 * 1回 ○ 2回

測定時期 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。

測定方式 拡散法(パッシブ方式)または厚生労働省が示す標準的な測定方法(アクティブ方式)により実施すること。

分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。

測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正(ホルムアルデヒド)を行うこと。

▶ 9. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。

▶ 10 合法木材の使用

地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をい木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月林野庁)に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

▶ 11 特別な材料の工法

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

▶ 12 品質計画

建築基準法に定められた区分等

- ・ 風速 (Vo= 34 m/s)
- ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV)
- ・ 垂直積雪量 (70 cm)

▶ 13 工事写真

工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局営繕工事記録写真撮影要領による。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」によるものとする。

▶ 14 技能士

(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

なお、施工計画書等の記載事項や添付資料(資格証明等)により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。

<職種>

型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、骨製作

▶ 15 施工中の安全確保及び環境保全等

(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。

(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。

- (1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。
- (2) 工事現場の安全パトロールを励行すること。
- (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。
- (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (5) 公害防止に努めること。
- (6) 公道の汚染防止に努めること。

▶ 16 交通安全管理

(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。

(1) 工事施工中の安全管理(交通誘導員の配置日及び人数を含む)について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。

なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講ずること。

- (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。
- (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。
- (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。
- (5) 建設機械(ブルドーザー、バックホウ等)は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

▶ 17 工事完成時の提出図面等

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

(1) 完成図関係

◎ 完成図(A3判・製本) 3部

(道営住宅など、指定管理者により管理するものは4部)

* 特記仕様書も綴じ込んで印刷すること

* 道営住宅物件は表紙をラミネート加工とする

・ 完成図(A3判・バラ図) 1部

○ 新営工事(位置図・配置図・面積表・平面図)

○ 改修工事(位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等)

◎ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し

◎ CADデータの貸与有りの場合

* 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-R等による

(2) 保全に関する資料(提出部数 * 1部 ○ 部)

(3) 保守に関する指導案内書(機器取扱説明書)

* 道営住宅物件に適用

各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとす。

指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部
同上データ CD-R等による 一式

(4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。

▶ 18 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

▶ 19 電力基本料金

本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ○ 別途

▷ 20 発生材の処理等

発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等(写し)、受入伝票又はマニフェスト伝票等(写し)を工事監督員に提示すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等(写し)の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲:

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲:

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

① 廃棄物再生事業者登録(知事登録)

② 金属くず商許可業者(警察許可)

- (3) 特別管理産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物)

種 類	コンクリート塊
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

- (5) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物以外)

種 類	
処理区分	○ 縮減 ○ 現場で使用
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬	
業 者 名	(○ ○ ○ ○ ○)
許 可 番 号	× × × × ×

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像(デジタルサイネージ)により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事(次表の一つでも該当するもの)

- 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

- 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

▷ 21 特殊な建設副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協同して、使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

イ. 分析調査

行う 行わない

▷ 22 特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

ア. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

イ. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に回収を委託。

処理区分	* 回収
場 所	業者名:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
場 所	業者名:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種 類	<input type="radio"/> 絶縁開閉器 <input type="radio"/> 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 回収
場 所	業者名:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS(ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸))

種 類	<input type="radio"/> 泡消火剤 <input type="radio"/> その他 ()
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
場 所	【 】(総合)振興局管内 片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種 類	<input type="radio"/>
処理区分	<input type="radio"/> 処理 <input type="radio"/> その他の処理方法 ()
場 所	業者名:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)
種 類	<input type="radio"/>
処理区分	<input type="radio"/> 処理 <input type="radio"/> その他の処理方法 ()
場 所	業者名:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)

▶ 23 北海道循環資源利用促進税

▷ 24 自主施工期間の施工

▷ 25 防寒養生

▶ 26 季節労働者などの雇用

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種>コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

(1) 養生期間

12月16日から3月15日を原則とする。

ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。

なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事 11節 寒中コンクリート 表6.11.1による。

(2) 養生方法

ア. 仮囲 上家仮囲 側板囲

イ. 採暖 外部採暖 内部採暖

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

▶ 27 火災保険等

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加
入するものとし、取扱は次による。

(1) 付保する保険

工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1
以上の保険を付保する。

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等につい
ては、これを妨げるものではない。

(2) 保険金

原則として請負代金額とする。

(3) 保険の期間

保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しま
での間とする。

工事着手日 ~ 実際の工事のための準備工事(現場事務所等
の建設又は測量を開始すること)の初日をいう。

完成引渡し ~ 工期に14日追加した日とする。

(4) 対象外工事

次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができ

ア. 解体、撤去、分解又は片づけ工事

イ. 外構工事

(5) 保険契約の変更

保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があ
った場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。

(6) 保険証券等の提出

保険契約を締結(変更も含む)した場合は、当該保険証券等
の写しを、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行
為担当者へ提出しなければならない。

(7) 協議

この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注
者は、発注者と協議するものとする。

▶ 28 法定外の労災保険の
付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さな
ければならない。

(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員
等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を
被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業
員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保
険金を支払うことを定める契約をいう。

(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間によ
る「法定外の労災保険」(以下「法定外労災保険」という。)を締結
しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法
定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に
「法定外労災保険」を締結すること。

(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証
明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負
担行為担当者へ提出しなければならない。

(4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことによ
り、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注
者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の
追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保
険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を
經由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契
約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わ
ず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 29 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める
こと。

▶ 30 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
- (2) 快適トイレとは、次のア及びイの各項目を全て満たすものとする。ウについては、必須ではないが、装備していればより快適になるとと思われる項目なので、設置を検討すること。

ア. 快適トイレに求める標準仕様

- (ア) 洋式(洋風)便器
- (イ) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能:必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をすること)
- (エ) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等:二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- (オ) 照明設備(電源がなくても良いもの)
- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ウ) サニタリーボックス
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品

ウ. 推奨する仕様、付属品

- (ア) 便房内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- (イ) 擬音装置
- (ウ) 着替え台
- (エ) フラッパー機能の多重化
- (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (カ) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

- (3) 従来品相当額(10,000円/基・月)を差し引いた設置費用(実費用)が51,000円/基・月(基準額)未満の場合は、その額で設計変更を行う。

ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。

なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ(一体型)である場合に限り、基準額の金額を102,000円/基・月と、従来品相当額の金額を20,000円/基・月と読み替える。

- (4) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。
 - ア. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/現場まで、一体型で1基/現場までとする。
 - イ. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料(見積書を含む)を工事監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。
 - ウ. 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。

- (1) 対象期間
* 夏期(6月1日～8月31日)
- (2) 対象項目
・ 遮光ネット
※ リース代を対象とする。

▶ 31 夏期の熱中症対策

▶ 32 建設業退職金共済制

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

▶ 33 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

工 事 標 識	
工事名	
発注者	(注1)
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受注者	
設 計	〇〇〇〇〇設計事務所(注2)
工事監理	〇〇〇〇〇設計事務所(注2)
工事現場 連絡所	〇〇〇〇〇現場事務所 (電話) × × 局 × × × ×

注1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。
注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▶ 34 公共事業労務費調査
に対する協力

- (1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▶ 35 工事实績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に(10日以内)工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。(対象工事:請負代金額500万円以上の全工事)

▶ 36 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。(対象工事:工事1件の請負代金額が200万以上の工事)ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 37 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施

本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施箇所	実施時期
○ _____	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 躯体完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 鉄骨建方完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____ 完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____ 完了時

(2) 重点的な監督業務の実施

本工事が公共工事の品質確保のため重点的な監督業務を実施する対象となった場合は中間検査を実施する。実施箇所及び実施時期については別途通知する。

▶ 38 抜き打ち検査の実施

- (3) (1)、(2)のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。
- (4) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」(北海道建設部建築局)に掲げる関係資料を準備する。

抜き打ち検査の実施

本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施箇所	実施時期
○	○ 杭工事	杭工事施工中
○	○	

▶ 39 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。

なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▶ 40 重点的な監督業務の実施

▶ 41 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

▶ 42 電子納品

北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。

- (1) 電子納品の対象書類

電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「営繕工事電子納品運用ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。

- (2) 情報共有

ア. 情報共有の対象書類は、「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。

イ. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。

- (3) 要領・基準

電子納品は、「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。

- (4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備

ア. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。

イ. 本工事の契約締結後、受注者は「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。

- (5) 電子納品

本工事の電子納品対象書類は、電子媒体(CD-R等)により2部を市販ファイル(A4判)に綴じて提出する。

▶ 43「営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

▶ 44「営繕工事における地域外(遠隔地)からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

(6) 調査への協力

受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。

(7) その他

電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

地域外(遠隔地)からの建設資材調達に係る設計変更について(試行)

(1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外(遠隔地)から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等(砂、砂利、割栗石等)及び仮設材(運搬に要する費用のみ)とする。

(3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用)

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできない。

(2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

ア. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。

イ. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」(様式1-2)及び「労働者確保に係る実施計画書(詳細内訳)」(様式1-3)を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。

受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料(見積書等)を整理し保管すること。

ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。

ウ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。

エ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。

- オ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」(様式2-1)、「労働者確保に係る実績報告書(詳細内訳)」(様式2-2)及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議する。
- カ. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- キ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法	
共通仮設費	仮設用借地料 (準備費)	(地域外労働者確保に要する) 現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げ	当初積算では計上していない。
	宿舎費 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用(労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))	当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給	当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)

▶ 45 週休2日工事

- (1) 本工事は、週休2日工事の対象であり、「営繕工事における週休2日工事実施要領」に従い実施する。
 - (2) 受注者は、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に工事監督員に工事打合せ記録簿等で報告するものとする。
 - (3) 予定価格は、月単位の4週8休以上を前提に、補正係数1.04により労務費を補正して工事費を積算して作成する。
 - (4) 現場閉所(現場休息)の達成状況が月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
 - (5) 用語の定義については、実施要領を確認すること。
 - (6) 現場閉所(現場休息)の確認は、次により行うものとする。
- ア. 工事着手前
- ・ 受注者は、現場における準備作業(現場事務所や仮設資材の搬入・設置等)に着手する日及び後片付け作業(現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等)を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする期間について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。

▷ 46 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について

- ・ 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように調整したうえで現場閉所(現場休息)の予定日を決定する。
- ・ 受注者は、現場閉所(現場休息)の予定日を明示した計画工程表(任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。)を工事監督員に提出する。
- イ. 工事着手後
 - ・ 工事監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所(現場休息)の状況を確認する。
 - ・ 工事監督員は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (7) 受注者を対象としたアンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。
- (1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜(以下「時間外等」という。)の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。

なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。
- (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。

その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

 - ア. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿
 - イ. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
 - ウ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
 - エ. その他、工事監督員が求める書類
- (3) 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。
 - ア. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
 - イ. アの状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
- (4) 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。
- (5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。

時間外(深夜)割増分労務費 = (労務単価 × K) × 作業時間数
 ※ K(割増賃金係数) = 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数
 労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表(農林水産省・国土交通省)」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。
 ※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。(積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ(1.25-1=0.25)とする。)
- (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

● 第 2 章 仮 設 工 事

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の章・節・項を示す

項 目	特 記 事 項							
▶ 1. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 ○ 設ける * 設けない (○ 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度							
▶ 2. 工事用水	(2) 備品等は工事監督員との協議による。 構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない							
▶ 3. 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない							
▷ 4. 指定仮設	仮設計画図による。							
▶ 5. 足場	足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。							
▷ 6. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面 警備員詰所：(○ 設ける * 設けない) 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分 <table border="1" data-bbox="619 1014 1406 1160"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。 交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分							
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A							
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							

● 第 3 章 土 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 埋戻し及び盛土	○ A種 * B種 ○ C種 ○ D種 (3.2.3) (表3.2.1) C種の場合（建設発生土受入量： _____ m ³ ） （発生場所： _____）
▶ 2. 建設発生土等の処理	● 場外搬出（約 7.9 km） (3.2.5) （捨て場所住所： _____） （管理者： _____） 捨て土均し（ ○ 有り ○ 無し ）
▶ 3. 山留め壁等	○ 構内敷均し ○ 構内指示の場所に堆積（図示による） ● 工法その他 (3.3.3) <u>圧入工法（N値が25以上の場合は監督員との協議による）</u> * 存置しない ○ 存置する ● 山留め鋼材抜き跡の処理 * 砂充填 ○ _____

● 第 4 章 地 業 工 事

項 目	特 記 事 項																
▶ 1. 試験杭	(1) 試験杭の位置・数量は、杭伏図等による。 (4.2.2) (2) 元請建設業者及び基礎杭工事の施工体制に係る全ての下請業者の主任技術者が立ち会うこと。 (3) 電流値の変化、根固め液の調合及び注入量、付着している土砂、支持層等の位置等について確認すること。 (4) 元請建設業者は、試験杭の結果を基に、本杭の施工における孔径、掘削深さ、建込み中の鉛直度、高止まり量、セメントミルク量、施工時間等の管理基準値を定めること。 杭の種類・断面・長さは本杭と同じとする。																
▶ 2. 工事監督員の立会い	(1) 工事監督員が立会いする杭は次による。 ● 試験杭 ○ 地盤の状態等を踏まえ、発注者と受注者が協議して定める杭																
▷ 3. 杭の荷重試験	* 行わない ○ 行う (4.2.3) (1) 試験の種類 (○ 鉛直荷重試験 ○ 水平荷重試験) (2) 試験の方法 _____ (3) 試験箇所 _____																
▷ 4. 地盤の荷重試験	* 行わない ○ 行う (4.2.4) (1) 試験の種類 (* 平板荷重試験) (2) 試験の方法 _____ (3) 試験箇所 _____																
▶ 5. 既製コンクリート杭地業	(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。 (2) 本工事に使用する杭の種類等は、次による。 (4.3.3) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">該当</th> <th style="text-align: center;">種類の記号</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">節付きPHC杭</td> <td style="text-align: center;">節付^oプレキャストコンクリート杭</td> <td style="text-align: center;">B種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (3) 施工方法 ○ セメントミルク工法（支持地盤は図面による） (4.3.4) ● 特定埋込杭工法（支持地盤は図面による） (4.3.5) ○ プレポーリング拡大根固工法 （杭周固定液 ○ 使用する ○ 使用しない） ● FP-BESTEX工法 ○ _____ （杭の水平方向の位置ずれは、100 mm以下とする。） （ずれが、100mmを超えた場合は、工事監督員の指示を受けること。） ○ 継手 (4.3.6) ○ アーク溶接 ○ 機械式継手 工法： _____ (4) 杭頭の処理 (4.3.8) ○ 処理しない ○ 処理する 処理方法（切断を伴う補強方法含む）： * 図示による ○ _____ (5) 施工にあたって、次に掲げる事項について工事監督員の承諾を受けること。	該当	種類の記号	種類	区分	●	節付きPHC杭	節付 ^o プレキャストコンクリート杭	B種	○				○			
該当	種類の記号	種類	区分														
●	節付きPHC杭	節付 ^o プレキャストコンクリート杭	B種														
○																	
○																	

	7. 施工体制	
	(7) 下請業者の体制（やむを得ずアナログ式電流計を使用する場合は、必ず電流計の動作確認や記録紙の保管を行う専属の担当者を配置する。）	
	(イ) トラブル時の連絡体制	
	イ. 施工方法	
	(7) 元請建設業者の立ち会い	
	(イ) 電流計データの取得方法(積分電流計)	
	(ウ) 支持層等到達の判断方法	
	(エ) トラブル時の対処方法	
	(オ) 施工状況の報告	
	(6) 施工状況の報告時期、報告内容及び報告方法は、工事監督員の指示による。	
▷	6. 鋼杭地業	
	(1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。	
	(2) 施工方法 (4. 3. 5) (4. 4. 4)	
	○ 特定埋込杭工法	
	○	
	(3) 杭の継手の工法 (4. 4. 3) (4. 4. 5) (7. 2. 5)	
	○ アーク溶接継手	
	溶接材料： * 標準仕様書7. 2. 5(1) (2)による	
	○	
	○ 機械式継手	
	(4) 杭頭の処理 (4. 3. 8) (4. 4. 6)	
	○ 処理しない	
	○ 処理する	
	処理方法（切断を伴う補強方法含む）：	
	* 図示 ○ _____	
▷	7. 場所打ちコンクリート杭地業	
	(1) セメントの種類 (4. 5. 4)	
	* 高炉セメントB種 ○ _____	
	(2) コンクリートの種別 ○ A種 ○ B種 (4. 5. 4) (表4. 5. 1)	
	(3) 設計基準強度 _____ N/mm ² (4. 5. 4)	
	(4) 掘削工法（支持地盤は図面による） (4. 5. 5)	
	○ アースドリル工法 (4. 5. 5)	
	（安定液 * 使用する ○ 使用しない） (4. 5. 5)	
	○ リバース工法 (4. 5. 5)	
	○ オールケーシング工法 (4. 5. 5)	
	（孔内の水張 * 行う ○ 行わない）	
	○ _____	
	(5) 孔壁測定	
	○ 行う（○ 超音波測定器 ○ _____）	
	○ 行わない	
▶	8. 砂利地業	
	(1) 材料 (4. 6. 2)	
	● 再生クラッシュラン ○ 切込砂利 ○ 切込碎石	
	(2) 粒度 C-40程度	
	(3) 砂利地業の厚さ * 60mm ○ _____ mm (4. 6. 3)	
▷	9. 砂地業	
	(1) 材料 (4. 6. 2)	
	○ 山砂 ○ 川砂 ○ 砕砂	
	(2) 砂地業の厚さ * 60mm ○ _____ mm (4. 6. 3)	
	* 適用する（範囲は図示による） (4. 6. 5)	
▷	10. 床下防湿層	
▶	11. 捨コンクリート地業	
	(1) コンクリートの厚さ * 50mm ○ _____ mm (4. 6. 4)	
	(2) コンクリートの種別は6章14節「無筋コンクリート」による。	

● 第 5 章 鉄 筋 工 事

項 目	特 記 事 項																	
▶ 1. 鉄筋の種類	鉄筋の規格 (5.2.1) * JIS G 3112規格品 ○ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 鉄筋の種類の記事号 ● SD295 (D 10 ~ D 16) ● SD345 (D 19 ~ D 25) ○ SD _____ (D _____ ~ D _____)																	
▶ 2. 溶接金網	網目形状及び寸法 * 100×100mm ○ _____ (5.2.2) 鉄線の径 * 6mm ○ _____																	
▶ 3. 鉄筋の継手及び定着	(1) 鉄筋の継手の方法等 (5.3.4) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部位</th> <th style="text-align: center;">継手の方法</th> <th style="text-align: center;">呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">柱及び梁主筋</td> <td>● ガス圧接 ○ 機械式継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 溶接継手 ○ 重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">耐力壁の鉄筋</td> <td>● 重ね継手 ○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基礎、耐力スラブ、土圧壁</td> <td>● 重ね継手 ○ ガス圧接</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td>○ 重ね継手 ○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 鉄筋の継手の位置: 構造図面による (5.3.4) (3) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ: (5.3.4) * 図示 ○ _____ (4) 鉄筋の定着の長さ: (5.3.4) * 図示 ○ _____	部位	継手の方法	呼び径 (mm)	柱及び梁主筋	● ガス圧接 ○ 機械式継手		○ 溶接継手 ○ 重ね継手		耐力壁の鉄筋	● 重ね継手 ○		基礎、耐力スラブ、土圧壁	● 重ね継手 ○ ガス圧接		上記以外	○ 重ね継手 ○	
部位	継手の方法	呼び径 (mm)																
柱及び梁主筋	● ガス圧接 ○ 機械式継手																	
	○ 溶接継手 ○ 重ね継手																	
耐力壁の鉄筋	● 重ね継手 ○																	
基礎、耐力スラブ、土圧壁	● 重ね継手 ○ ガス圧接																	
上記以外	○ 重ね継手 ○																	
▶ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 軽量コンクリートで土に接する部分 (5.3.5) ○ なし ○ 有り 適用箇所 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm (2) 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) (5.3.5) ○ なし ● 有り 適用箇所 躯体全般 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ 10 mm (3) 鉄筋相互のあき (機械式継手及び溶接継手の場合) (5.5.3) (5.6.3) * 図示 ○ _____																	
▷ 5. 機械式継手	(1) 機械式継手の種類及び工法 (5.5.3) ○ _____ (2) 品質の確認方法 (5.5.5) * 図示 ○ _____ (3) 不良となった継手の修正方法等 (5.5.5) * 図示 ○ _____																	
▷ 6. 溶接継手	(1) 溶接継手の工法 (5.6.3) ○ _____ (2) 品質の確認方法 (5.6.5) * 図示 ○ _____ (3) 不良となった継手の修正方法等 (5.6.5) * 図示 ○ _____																	
▶ 7. 既製コンクリート杭の杭頭補強	* 構造図面による。																	
▶ 8. 補強筋	(1) 壁開口部 * 構造図面による。 (2) 床開口部 * 構造図面による。 (3) 梁貫通孔 * 構造図面による ○ 建設技術評審査証明を取得したもの (4) その他 * 構造図面による。																	
▶ 9. 圧接完了後の試験	* 超音波探傷試験 ○ 引張試験 (5.4.10)																	

● 第 6 章 コンクリート工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. コンクリートの種類	(1) コンクリートの種類 (6.2.1) (表6.2.1) * I類 ○ II類 ※ JIS認定表示工場で、かつ、(社)コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定することとし、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。 (2) 気乾単位容積質量による種類 (6.2.1) * 普通コンクリート ○ 軽量コンクリート (3) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (6.2.1) ○
▶ 2. コンクリートの強度	(1) 設計基準強度 F_c (N/mm ²) の値は次のとおりとする。 (6.2.2) ○ 18 N/mm ² 施工部位： _____ ○ 21 N/mm ² 施工部位： _____ * 24 N/mm ² 施工部位： 躯体全般 ○ _____ N/mm ² 施工部位： _____ (2) 調合管理強度及び調合強度 (6.3.2) * 標準仕様書6.3.2による (3) スラップ (6.2.4) (表6.2.2) 基礎、基礎梁、土間スラブ * 15 cm ○ 18 cm 柱、梁、スラブ、壁 * 18 cm (4) 住棟部分のコンクリートの水セメント比は、50%以下とすること。 (住宅性能評価 劣化対策等級(構造躯体等) 等級3)
▶ 3. 構造体コンクリートの仕上り	(1) コンクリート表面の仕上がり状態 (6.2.5) (表6.2.4) ● A種 ● B種 ○ C種 (2) コンクリートの仕上がりの平たんさ (6.2.5) (表6.2.5) ● a種 ● b種 ○ c種
▶ 4. コンクリートの材料	(1) セメント (6.3.1) 7. セメント (表6.3.1) * 普通ポルトランドセメント ○ セメント名称 _____ 4. 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種の適用箇所 (6.3.1) ○ _____ (2) 骨材 (6.3.1) 7. 砂利及び砂のアルカリ反応性区分 * A ○ B 4. 碎石及び砕砂のアルカリ反応性区分 * A ○ B ※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関）であること。 (3) 粗骨材の最大寸法 ○ 20mm ● 25mm ○ 40mm (4) 混和剤 7. 混和剤の種類 (6.3.1(4)) (●) JIS A 6204 AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤 化学混和剤の塩化物イオン量による区分 I種 ● その他（火山がらす微粉末混和材 20kg/m ³ ） 対象部位（B1SL～1SL）

5. コンクリートの調査

(1) 構造体強度補正值 (S) は次による (6.3.2) (表6.3.2)

セメントの種類	コンクリート打込から材齢28日までの期間の平均気温 θ の範囲 (°C)	
普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリセメントA種 フライッシュセメントA種	$0 \leq \theta < 8$	$8 \leq \theta$
早強ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 5$	$5 \leq \theta$
中庸熱ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 11$	$11 \leq \theta$
低熱ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 14$	$14 \leq \theta$
高炉セメント B種	$0 \leq \theta < 13$	$13 \leq \theta$
フライッシュセメント B種	$0 \leq \theta < 9$	$9 \leq \theta$
普通工セメント	$0 \leq \theta < 6$	$6 \leq \theta$
構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3

6. 打継ぎ

目地寸法 (6.6.4)

* 図示 ○ _____

7. 型枠

(1) 型枠一般 (6.8.1)

外部に面するコンクリートの打増し厚さ

* 図示 ○ _____

ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法

* 図示 ○ _____

(2) 材料 (6.8.2)

● 「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品

● 「コンクリート型枠用合板の規格」によるB-C

厚さ * 12mm ○ _____ mm

○ 床型枠用鋼製デッキプレート (6.8.2)

* 図示 ○ _____

(建設技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価取得したもの)

○ 断熱材兼用型枠材

○ 材種 _____ 厚さ _____ mm

施工箇所: _____

○ ハーフPC床版 施工箇所: * 図示

○ MCR工法用シート

* 合成樹脂気泡性緩衝シート

○ _____

○ その他 (_____)

施工箇所: * 図示 ○ _____

(3) スリーブの材料

* 材種及び規格は次による (表6.8.1)

材種	規格等	
鋼管	JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) の白管	
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) のVU	
溶融亜鉛めっき鋼板	径200mm以下	厚 0.4mm以上
	径200mmを超え350mm以下	厚 0.6mm以上
つば付鋼管	JIS G 3452の黒管に厚さ6mm以上、つば幅50mm以上の鋼板を溶接したもの	
紙チューブ	※条件は標準仕様書6.8.2による	

▷ 8. 軽量コンクリート

(1) ○ 適用する 適用箇所 _____ (6. 10. 1)

(2) 種類及び品質

* 種類及び品質は次による
軽量コンクリートの種類 (表6. 10. 1)

種類	骨材		気乾単位容積質量の範囲の標準 (t/m ³)
	細骨材	粗骨材	
1種	砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材及び砂	人工軽量粗骨材	1.8~2.1
2種	人工軽量細骨材又はこれに1種の細骨材を加えたもの		1.4~1.8

(3) スランプ

* 21cm ○ _____ cm

▷ 9. 寒中コンクリート

○ 適用する (6. 11. 1)

適用期間 年 月 日から
年 月 日まで

* 調合管理強度及び調合強度は標準仕様書6. 3. 2による。

○ 積算温度の適用 _____

▷ 10. 暑中コンクリート

(1) 適用 (6. 12. 1) (6. 12. 2)

○ 適用する

(2) 構造体強度補正值 (S)

* 6 N/mm² ○

▷ 11. マスコンクリート

(1) 適用 (6. 13. 1)

○ 適用する 適用箇所 _____

(2) 構造体強度補正值 (S) は次による (表6. 13. 1)

セメントの種類	コンクリートの打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲 (°C)			
	0 ≤ θ < 8	8 ≤ θ	—	—
普通ポルトランドセメント	—	—	—	暑中期間
中庸熱ポルトランドセメント	—	0 ≤ θ	—	—
低熱ポルトランドセメント	—	—	0 ≤ θ	—
高炉セメント B種	—	0 ≤ θ	—	暑中期間
フライッシュセメント B種	—	0 ≤ θ	—	暑中期間
構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3	0	6

▶ 12. 無筋コンクリート

(1) 適用 (6. 14. 1)

● 適用する

(2) コンクリートの種類

* 普通コンクリート ○ _____

(3) 無筋コンクリートの適用

施工部位	設計基準強度F _c (N/mm ²)		スランプ (cm)
● 捨コンクリート	* 18	○	* 15 ○ 18
○ ラップルコンクリート	* 18	○	* 15 ○ 18
○ 防水層の保護コンクリート	* 18	○	* 15 ○ 18
● 後打ちコンクリート	* 18	○	* 15 ○ 18

※ ラップルコンクリートは(6. 9. 3)コンクリートの強度試験を適用

▷ 13. 流動化コンクリート

○ 適用する (6. 15. 1)

● 第 7 章 鉄 骨 工 事

項 目	特 記 事 項																																																
▶ 1. 鉄骨製作工場	<p>鉄骨加工業者の資格 (7.1.3)</p> <p>性能評価機関として認定を受けた(株)全国鉄骨評価機構又は(株)日本鉄骨評価センターの「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場とする。</p> <p style="text-align: center;">○ S ○ H ○ M ● R ○ J 以上とする</p> <p style="text-align: center;">* 適用する ○ 適用しない (7.1.4)</p> <p>(1) 鋼材の種類は次による。 (7.2.1) (表7.2.1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">該当</th> <th style="text-align: center;">規格番号</th> <th style="text-align: center;">規格名称等</th> <th style="text-align: center;">種類の記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td>JIS G 3101</td> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>SS400, SS490, SS540</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3106</td> <td>溶接構造用圧延鋼材</td> <td>SM400A, SM400B, SM400C, SM490A SM490B, SM490C, SM490YA, SM490YB, SM520B, SM520C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3114</td> <td>溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</td> <td>SMA400AW, SMA400AP, SMA400BW, SMA400BP, SMA400CW, SMA400CP SMA490AW, SMA490AP, SMA490BW, SMA490BP, SMA490CW, SMA490CP</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3136</td> <td>建築構造用圧延鋼材</td> <td>SN400A, SN400B, SN400C, SN490B, SN490C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3138</td> <td>建築構造用圧延棒鋼</td> <td>SNR400A, SNR400B, SNR490B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3350</td> <td>一般構造用軽量形鋼</td> <td>SSC400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3353</td> <td>一般構造用溶接軽量H形鋼</td> <td>SWH400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3444</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td>STK400, STK490</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3466</td> <td>一般構造用角形鋼管</td> <td>STKR400, STKR490</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>JIS G 3475</td> <td>建築構造用炭素鋼鋼管</td> <td>STKN400W, STKN400B, STKN490B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>上に掲げるもののほか、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材又は鋳鋼</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	該当	規格番号	規格名称等	種類の記号	●	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400, SS490, SS540	○	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM400A, SM400B, SM400C, SM490A SM490B, SM490C, SM490YA, SM490YB, SM520B, SM520C	○	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	SMA400AW, SMA400AP, SMA400BW, SMA400BP, SMA400CW, SMA400CP SMA490AW, SMA490AP, SMA490BW, SMA490BP, SMA490CW, SMA490CP	○	JIS G 3136	建築構造用圧延鋼材	SN400A, SN400B, SN400C, SN490B, SN490C	○	JIS G 3138	建築構造用圧延棒鋼	SNR400A, SNR400B, SNR490B	○	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	SSC400	○	JIS G 3353	一般構造用溶接軽量H形鋼	SWH400	○	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	STK400, STK490	○	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	STKR400, STKR490	○	JIS G 3475	建築構造用炭素鋼鋼管	STKN400W, STKN400B, STKN490B	○	—	上に掲げるもののほか、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材又は鋳鋼	—
該当	規格番号	規格名称等	種類の記号																																														
●	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400, SS490, SS540																																														
○	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM400A, SM400B, SM400C, SM490A SM490B, SM490C, SM490YA, SM490YB, SM520B, SM520C																																														
○	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	SMA400AW, SMA400AP, SMA400BW, SMA400BP, SMA400CW, SMA400CP SMA490AW, SMA490AP, SMA490BW, SMA490BP, SMA490CW, SMA490CP																																														
○	JIS G 3136	建築構造用圧延鋼材	SN400A, SN400B, SN400C, SN490B, SN490C																																														
○	JIS G 3138	建築構造用圧延棒鋼	SNR400A, SNR400B, SNR490B																																														
○	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	SSC400																																														
○	JIS G 3353	一般構造用溶接軽量H形鋼	SWH400																																														
○	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	STK400, STK490																																														
○	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	STKR400, STKR490																																														
○	JIS G 3475	建築構造用炭素鋼鋼管	STKN400W, STKN400B, STKN490B																																														
○	—	上に掲げるもののほか、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材又は鋳鋼	—																																														
▶ 2. 施工管理技術者																																																	
▶ 3. 鋼材																																																	
▶ 4. 高力ボルト	<p>(2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (7.2.10)</p> <p style="text-align: center;">○ 行う * 行わない</p> <p>(1) 種類 (7.2.2)</p> <p style="text-align: center;">○ トルシア形高力ボルト</p> <p style="text-align: center;">JSS II 09により、建築基準法に基づき認定を受けたものとする。</p> <p style="text-align: center;">○ J I S形高力ボルト セットの種類は2種 (F10T) とする。</p> <p style="text-align: center;">● 溶融亜鉛めっき高力ボルト セットの種類は1種 (F8T) 相当とする。</p> <p style="text-align: center;">○ _____</p> <p>(2) ねじの呼び (表7.2.2)</p> <p style="text-align: center;">締め付け長さに加える長さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用</th> <th style="text-align: center;">ねじの呼び</th> <th style="text-align: center;">トルシア形高力ボルトの場合 (mm)</th> <th style="text-align: center;">JIS形高力ボルト又は 溶融亜鉛めっき高力ボルト (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>M12</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>M16</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>M20</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>M22</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>M24</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> </tbody> </table>	適用	ねじの呼び	トルシア形高力ボルトの場合 (mm)	JIS形高力ボルト又は 溶融亜鉛めっき高力ボルト (mm)	○	M12	—	25	○	M16	25	30	○	M20	30	35	○	M22	35	40	○	M24	40	45																								
適用	ねじの呼び	トルシア形高力ボルトの場合 (mm)	JIS形高力ボルト又は 溶融亜鉛めっき高力ボルト (mm)																																														
○	M12	—	25																																														
○	M16	25	30																																														
○	M20	30	35																																														
○	M22	35	40																																														
○	M24	40	45																																														

5. 普通ボルト

(1) ボルト及びナット材料等 (7.2.3) (表7.2.3)

	ボルト	ナット
規格番号 規格名称	JIS B 1180 (六角ボルト) 付属書JA(規定) [ISO4014~ISO4018, ISO8676及 びISO8765]によらない六角ボ ルト]	JIS B 1181 (六角ボルト) 付属書JA(規定) [ISO4032~ISO4036及び ISO8673~ISO8675]によらない六 角ボルト]
種類	並形六角ボルト	並形六角ナット
材料区分	鋼製	鋼製
強度区分	4.6又は4.8(JIS B 1051)	5 T (JIS B 1181)
ねじの公差域クラス (JIS B 0205-4及 びJIS B 0209-1)	6 g	6 H
仕上げの程度	中	中

(2) ボルトの形状及び寸法

ねじの呼び (7.2.3)

* 図示 ○ _____ (7.3.2)

(3) 母屋又は胴縁の取り付けに使用するボルトの孔径 (7.3.8)

* ねじの呼び径+1.0mm

○ _____ mm

6. アンカーボルト

(1) 構造用アンカーボルト (7.2.4)

材質: JIS B 1220 構造用両ねじアンカーボルトセット

種類 _____

(2) 建方用アンカーボルト (7.2.4)

材質: JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材

種類 SS400

(3) 公差域クラス及び仕上げの程度

* 表7.2.3による

(4) アンカーボルト及びナットの規格、仕上げの程度: (7.2.4)

* 標準仕様書7.2.3(表7.2.3)による

● 溶融亜鉛めっき

(5) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)

* 図示 ○ _____

(6) アンカーボルトの保持及び埋込み工法: (7.10.3) (表7.10.1)

○ A種 * B種

7. 溶接材料

(1) 溶接棒等及びシールドガス以外の溶接材料 * 図示 (7.2.5)

▷ 8. ターンバックル

ターンバックルボルトの種類 * 羽子板ボルト ○ (7.2.6)

ターンバックル胴の種類 * 割枠式 ○

▷ 9. デッキプレート

○ 構造床用デッキプレート (7.2.7)

材質・形状・寸法 * 図示

○ 合成スラブ用デッキプレート

材質・形状・寸法 * 図示

○ _____

材質・形状・寸法 * 図示

▷ 10. スタッド

JIS B 1198 (頭付きスタッド) (7.2.8)

種類等 * 図示

▷ 11. 柱底均しモルタル

(1) 無収縮モルタルの材料及び調査 (7.2.9)

ア. セメント

* 普通ポルトランドセメント又は早強ポルトランドセメント

イ. 混和材

* セメント系膨張剤 (酸化カルシウム、カルシウム・サル
フォ・アルミネート等)

▷ 12. 材料試験等

(1) 板厚方向に引張り力を受ける鋼板の試験 (7.2.10)

○ 適用 ○ 適用しない

▶ 13. 工作図	(1) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 * 図示 ○	(7.3.2)
▷ 14. 高力ボルト接合	(2) 鉄骨の仮組 * 行わない ○ 行う	(7.3.10)
	(1) すべり試験: * 行わない ○ 行う	(7.4.2)
▷ 15. 溶接の準備	(2) ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量 * 図示 ○	(7.4.7)
	(1) 開先及びスカーラップの形状: 図示	(7.6.4) (7.6.7)
	(2) 溶接作業を行う技能資格者	(7.6.3)
	7. 溶接作業者の技量付加試験 * 行わない ○ 行う	
	4. 試験要領 ○ 図示 ○	
	(3) 溶接施工	(7.6.7)
	7. 鋼製エンドラグを切断する場合の箇所、切断範囲並びに仕上げ * 図示 ○	
	4. 溶接部の試験 超音波探傷試験 * 適用する ○ 適用しない	(7.6.12)
	溶接部の試験は、技能資格者が行う	(7.6.11)
	ウ. 平均出検品質限界 (AOQL) * 4. 0% (表7.6.2~3) ○ 2. 5%	
	エ. 検査水準 * 第6水準 ○ 第__水準	(7.6.12)
▷ 16. 錆止め塗装	(4) デックプレートと鉄骨部材の溶接 * 図示 ○	(7.7.8)
	(1) 塗装の範囲 耐火被覆材の接着する面以外への塗装 * 行う 施工部位 * 図示 ○ 塗料の種別 ○ ○ 行わない	(7.8.2)
	(2) 塗料種別 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側 * 標準仕様書18.3.2 表18.3.1 A種 ○	(7.8.4)
▷ 17. 耐火被覆	(1) 種別 * 耐火材吹付け ○ 耐火板張り ○ 耐火材巻付け ○ ラス張りモルタル塗り ○ 耐火塗料等	(7.9.2)
	(2) 種類・材料・工法等	
	(3) 耐火性能 ○ 30分耐火 ○ 1時間耐火	(7.9.3)
▶ 18. 工事現場施工	(1) アンカーボルトの設置 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法 * 図示 ○	(7.10.3)
	(2) 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ○ A種 ● B種	
	(3) 柱底均しモルタル 7. 種別 * A種 ○ B種	(表7.10.2)
	4. 柱底均しモルタルの厚さ ○ 図示 ○	
▶ 19. 軽量形鋼	(1) ボルトの接合方法	(7.11.2)
▶ 20. 溶融亜鉛めっき工法	(1) 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合 摩擦面のすべり係数値が0.4以上確保できる処理方法 ○ ブラスト処理 ● りん酸塩処理 ○	(7.12.5)

○ 第 8 章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目

特 記 事 項

▷ 1. 補強コンクリート
ブロック造

(1) 材料 (8.2.2)

断面形状及び圧縮強 さによる区分	正味厚 さ(mm)	モジュール呼び 寸法(mm)		化粧の有無	適用 箇所
		長さ	高さ		
○ 空洞ブロックC(16)				○ 無 ○ 有	
○				○ 無 ○ 有	

(2) モルタルの調合(容積比) (8.2.3)

ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が
10mm程度の場合

* 標準仕様書 表8.2.1による

上記以外の場合 ○

(3) 各部の配筋 (8.2.5)

○ 図示 ○

(4) 目地仕上げ ○ 押し目地仕上げ ○ 化粧目地仕上げ (8.2.7)

(5) まぐさを受ける開口部両側のブロックにおいて、モルタル又は
コンクリートで充填するブロックの範囲 (8.2.8)

* 図示 ○

▷ 2. コンクリートブロッ
ク帳壁及び塀

(1) 材料 (8.3.2)

断面形状及び圧縮強 さによる区分	正味厚 さ(mm)	モジュール呼び 寸法(mm)		化粧の有無	適用 箇所
		長さ	高さ		
* 空洞ブロックC(16)				○ 無 ○ 有	*表8.3.1
○	○ 120			○ 無 ○ 有	* 塀
	○ 150			○ 無 ○ 有	
○				○ 無 ○ 有	

(2) モルタルの調合(容積比) (8.3.3)

ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が
10mm程度の場合

* 標準仕様書 表8.2.1による

上記以外の場合 ○

(3) 鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 (8.3.4)

* 図示 ○

(4) 各部の配筋 (8.3.4)

○ 図示 ○

▷ 3. ALCパネル

(1) 材料・構法 (8.4.2~8.4.5) (表8.4.2~表8.4.4)

パネルの区分			単位荷重 (N/m ²)	耐火性能 (時間)	構法の 種別
用途	形状	表面加工			
○ 外壁用	○ 一般	○ 平		* 有(1) ○	○ A種 ○ B種
	○ コーナ	○ 意匠			
○ 間仕切 壁用	○ 一般	○ 平		○ 有(1) ○ 無 ○	○ C種 ○ D種 ○ E種
	○ コーナ	○ 意匠			
○ 屋根版用	—	—		* 有(0.5)	* F種
○ 床版用	—	—		* 有() ○ 無	

厚さ、幅及び長さ(mm)

○ 図示 ○ 厚さ mm、幅 mm、長さ mm

(2) パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材 (8.4.2)

○ 図示 ○

- (3) 外壁パネル構法、屋根及び床パネル工法 (8.4.3) (8.4.5)
 耐風圧性能 ()
 耐震性能 ()
- (4) 間仕切壁パネル構法 (8.4.4)
 耐震性能 ()
- (5) パネル幅の最小限度 (8.4.3) (8.4.4) (8.4.5)
 * 300mm ○ _____ mm ○ 図示
- (6) パネル短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅 (mm)
 (8.4.3) (8.4.4)
 * 10~20mm ○ _____ mm ○ 図示
- (7) 伸縮目地への耐火目地材の充填 (8.4.3) (8.4.4)
 ○ 適用する ○ 適用しない
- (1) 材料・構法 (8.5.2~8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2)

▷ 4. 押出成形セメント板 (ECP)

パネルの種類	形状	厚さ (mm)	幅	工法の種別
○ 外装パネル	○ F (フラットパネル)	○ 50 ○ 60	600	○ A種
	○ D (テザインパネル)	○ 50 ○ 60		○ B種
	○ T (タイルベースパネル)	○ 60 ○		
○ 間仕切壁パネル	○ F (フラットパネル)	○ 50 ○ 60	600	○ B種
	○ D (テザインパネル)	○ 50 ○ 60		○ C種
	○ T (タイルベースパネル)	○ 60 ○		

- (2) 外壁パネル構法 (8.5.3)
 耐風圧性能 ()
 耐震性能 ()
- (3) 間仕切壁パネル構法 (8.5.4)
 耐震性能 ()
- (4) 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 (8.5.3) (8.5.4)
 * パネルの製造所の仕様 ○ _____
- (5) パネル幅の最小限度 (mm) (8.5.3) (8.5.4)
 * 300未満 ○ _____ mm ○ 図示
- (6) パネル相互の目地幅 (mm) (8.5.3) (8.5.4)
 長辺の目地幅 * 10以上 ○ _____ mm ○ 図示
 短辺の目地幅 * 15以上 ○ _____ mm ○ 図示
- (7) 出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅 (mm)
 (8.5.3) (8.5.4)
 * 15程度 (シーリング材を充填) ○ _____ mm ○ 図示
- (8) 溝掘及び開口部の措置 (8.4.3) (8.4.4)
 やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度 (8.5.5)
 ○ 図示 ○ _____

● 第 9 章 防 水 工 事

項 目

特 記 事 項

▷ 1. アスファルト防水

屋根保護防水 (9. 2. 2) (9. 2. 3) (表9. 2. 3～表9. 2. 6)

(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
○ A-1		/	* ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm以上又はフ ラットヤーンクロス70g/m ² 程度
○ A-2			
○ A-3			
○ B-1			
○ B-2			
○ AI-1		(厚さ)	* フラットヤーンクロス70g/m ² 程度
○ AI-2		○ ___ mm	
○ AI-3		○ ___ mm	
○ BI-1		○ ___ mm	
○ BI-2		○ ___ mm	
		○ ___ mm	

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9. 2. 2)

標準仕様書表9. 2. 3及び表9. 2. 4による

JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

- 用途による区分 ○ _____
 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
 厚さ ○ ___ mm以上

(3) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

標準仕様書表9. 2. 5及び表9. 2. 6による

JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

- 用途による区分 ○ _____
 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
 厚さ ○ ___ mm以上

(4) 押え金物の材質及び形状寸法 (9. 2. 2)

* アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度

○ _____

(5) 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置

- 適用する ○ 適用しない

屋根露出防水 (9. 2. 2) (9. 2. 3) (表9. 2. 3～表9. 2. 6)

(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗材	
			種類	使用量
○ D-1			○	* 製造所の 仕様によ る
○ D-2				
○ D-3				
○ D-4		○ (種類)		○
○ DI-1		○ mm		
○ DI-2		○ mm		

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9. 2. 2)

標準仕様書表9. 2. 8による

JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

- 用途による区分 ○ _____
 材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
 厚さ ○ ___ mm以上

- (3) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
標準仕様書表9.2.7及び表9.2.8による (9.2.2)
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ○ _____
材料構成による区分 ○ R種 ○ N種
厚さ ○ _____mm以上
- (4) 押え金物の材質及び形状寸法 (9.2.2)
* アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○ _____
- (5) 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量 (9.2.3)
- 種類 * アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ _____
- 設置数量 * アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ _____個

屋内防水 (9.2.2) (9.2.3) (表9.2.9)

(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
○ E-1		○ E-2	

(2) 保護層 (9.2.3)

- 設ける (○ 図示 ○ _____)
○ 設けない

(3) E-1の工程3を行う場合の部位 (表9.2.9)

- * 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位
○ _____

施工 (9.2.4)

(1) 防水層の下地のモルタル塗り (9.2.4)

- 適用する (施工範囲 ○ 図示 ○ _____)
○ 適用しない

(2) 防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ

- * 標準仕様書表6.2.4のB種
○ _____

(3) 屋根露出防水絶縁断熱工法

ルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
* 図示

- _____

(4) 保護層等の施工 (9.2.5)

屋上排水溝の設置

- 設ける (図示) ○ 設けない

▷ 2. 改質アスファルトシート防水

(1) 防水層の種別 (9.3.2) (9.3.3) (表9.3.1～表9.3.3)

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗材		
			種類	種類	使用量
○ AS-T1		/	/	○	製造所 * の仕様 による
○ AS-T2					
○ AS-T3					
○ AS-T4					
○ AS-J1		○ (種類)	○ 設ける		○
○ ASI-T1		○ mm	○ 設けない		
○ ASI-J1		○ mm			

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.3.2)

- * 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
○ _____

(3) 粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

(9.3.2)

* 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による

○ _____

(4) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.3.2)

* 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による

○ _____

(5) 押え金物の材質及び形状寸法 (9.3.2)

* アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度

○ _____

(6) 屋根露出防水絶縁工法、屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量

(9.2.3)

種類 * 改質アスファルトシートの製造所の指定

○ _____

設置数量 * 改質アスファルトシートの製造所の指定

○ _____ 個

▷ 3. 合成高分子系ルーフィングシート防水

(1) 防水層の種別 (9.4.2~9.4.4) (表9.4.1) (表9.4.2)

種別	施工箇所	可塑性移行防止シートの材質	断熱材	歩行の仕様	仕上げ塗装	
					種類	使用量
○ S-F1		/	/	* 非歩行用 ○ 軽歩行用	○	製造所の仕様による
○ S-F2				○ 非歩行用 ○ 軽歩行用		
○ S-M1				* 非歩行用 ○ 軽歩行用	○	製造所の仕様による
○ S-M2				○ 非歩行用 ○ 軽歩行用		
○ SI-F1		/	(種類) ○ (厚さ) ○ mm	/	○	製造所の仕様による
○ SI-F2			○ mm			
○ SI-M1		/	(種類) ○ (厚さ) ○ mm	/	○	製造所の仕様による
○ SI-M2			○ mm			
		○ 発泡ポリレンシート				

(2) 屋内防水層の種別 (9.4.2~9.4.4) (表9.4.3)

種別	施工箇所	保護層		
		平場の珪藻土塗り		立上り部の保護
		塗厚(mm)	工法	珪藻土塗り厚さ
○ S-C1	○	○	○ 床塗り ○ 下地珪藻土塗り	* 7mm以下 ○

(3) ルーフィングシートの種類及び厚さ (9.4.2)

* 標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による

○ _____

(4) 固定金具の材質及び形状 (9.4.2)

材質 * 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面又は両面に樹脂を積層加工したもの

○ _____
 表面仕上 * _____
 寸法形状 * 厚さ0.4mm以上

(5) 接着工法の場合の脱気装置の種類及び装置数量 (9.4.3)
 種類 * ルーフィングシートの製造所の仕様

○ _____
 設置数量 * ルーフィングシートの製造所の仕様
 ○ 個

(6) 断熱工法 (SI-M1、SI-M2の場合) の防湿用フィルム (表9.4.2)
 ○ 設置する ○ 設置しない

(7) 接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理 (9.4.4)
 ○ 行う (○ 図示 ○ _____) ○ 行わない

(8) PCコンクリート下地の入隅部の増張り (S-F1、SI-F1の場合) (9.4.4)
 ○ 行う (○ 図示 ○ _____) ○ 行わない

(9) 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け (9.4.4)
 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
 * 図示

▷ 4. 塗膜防水

(1) 防水層の種類 (9.5.3) (表9.5.1) (表9.5.2)

種別	施工箇所	仕上塗材		保護層
		種類	使用量	
○ X-1		○	* 製造所の仕様による ○	/
○ X-2		○	* 製造所の仕様による ○	/
○ Y-1	○ 地下街壁防水 ○	/		/
○ Y-2	○ 屋内防水 ○	/		○ ○

(2) ウレタンゴム系塗膜防水X-1 (絶縁工法) の脱気装置の種類及び装置数量 (9.5.3)

種類 * 主材料の製造所の仕様
 ○ _____
 設置数量 * 主材料の製造所の仕様
 ○ 個

▷ 5. ケイ酸質系塗布防水

(1) 防水層の下地 (壁及び天井) (9.6.4)
 * コンクリート打放し仕上げ (標準仕様書 表6.2.4のB種)
 ○ _____

(2) 下地処理 (9.6.4)
 コンクリートの打継箇所の処理
 * 標準仕様書 9.6.4(2)(ア)による
 標準仕様書 9.6.4(2)(イ)及び(ウ)以外の下地処理
 ○ 図示

▶ 6. シーリング

(1) 材料 (9.7.2)

種類及び施工箇所
 下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
 ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類 (記号)
外壁・建具廻り・水切目地	MS-2
塗床立上げ端部・立下り端部 目地・巾木・ガラス塊・ド`取 合	PS-2

仕上げを行わない施工箇所 ()

(2) シーリング材の目地寸法 (9.7.3)

- * 標準仕様書 9.7.3(1)による
- 図示による

(3) 接着性試験 (9.7.5)

- * 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験 ○

▶ 7. その他の防水

種類: 亀裂自閉性樹脂防水 施工箇所: 地下外壁

耐水圧仕様 (パラテックス防水 B仕様 同等品)
 地下外壁: B-2工法 (ポリマーセメント保護材仕上)

(1) 工 法: こて塗り工法

(2) 主成分: 原 液 変成エチレン酢酸ビ`ニル共重合樹脂
 混和材 特殊アルミネート及び特殊調合骨材

▶ 8. 保証

(1) 防水工事の保証期間 * 10年
 ○ 年

▶ 9. 鋼板熱風融着防水

- (1) 工 法: 熱融着工法、防火性能: とび火認定品
- (2) 基 材: 溶融亜鉛めっき鋼板 t0.4 (Z27) JIS G 3302-1999
 表面材: エチレンプロピレン系樹脂フィルム 635μ
 裏面材: ポリエステル系樹脂塗装
- (3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
 * 適用する ○ 適用しない

○ 第10章 石 工 事

項 目	特 記 事 項																					
▷ 1. 施工	(1) 石材の割付け (10.1.3) * 図示 ○																					
▷ 2. 石材等	(1) 天然石 (10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>岩石の種類</th> <th>形状及び寸法</th> <th>表面仕上げの種類</th> <th>パフ仕上げの有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○ 図示</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法	表面仕上げの種類	パフ仕上げの有無		○	○ 図示													
施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法	表面仕上げの種類	パフ仕上げの有無																		
	○	○ 図示																				
	(2) テラゾブロック (10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種石の種類</th> <th>形状及び寸法</th> <th>形状による区分</th> <th>仕上げ面による区分</th> <th>寸法</th> <th>表面仕上げの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>* 大理石</td> <td>* 1.5~12</td> <td>○ 平もの</td> <td>○ 片面</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 花こう岩</td> <td>○</td> <td>○ 役もの</td> <td>○ 両面</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法	表面仕上げの種類		* 大理石	* 1.5~12	○ 平もの	○ 片面				○ 花こう岩	○	○ 役もの	○ 両面		
施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法	表面仕上げの種類																
	* 大理石	* 1.5~12	○ 平もの	○ 片面																		
	○ 花こう岩	○	○ 役もの	○ 両面																		
	(3) テラゾタイル (10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種石の種類</th> <th>形状及び寸法</th> <th>形状による区分</th> <th>表面仕上げの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>* 大理石</td> <td>* 1.5~12</td> <td>○ 300×300</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 花こう岩</td> <td>○</td> <td>○ 400×400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	表面仕上げの種類		* 大理石	* 1.5~12	○ 300×300			○ 花こう岩	○	○ 400×400							
施工箇所	種石の種類	形状及び寸法	形状による区分	表面仕上げの種類																		
	* 大理石	* 1.5~12	○ 300×300																			
	○ 花こう岩	○	○ 400×400																			

▷ 3. 外壁湿式工法

- (4) 取り付用モルタル、既調合の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料
* 専門工事業者の指定する製品
○ _____
- (1) 受金物 (10. 2. 2)
材質 * ステンレス製 (SUS304) ○ _____
形状及び寸法 * L-75×75×6 (mm)
(○ 長さ=100mm ○ 長さ=150mm)
○
- (2) アンカーの材質及び寸法 (10. 2. 2)
材質 * SS400 ○ 寸法:
- (3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類: 材質: 寸法:
- (4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
* 図示 ○
- (5) ドレンパイプの材質
○ 樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ
○
- (6) 石材の厚さ (mm) ○ (10. 3. 2)
- (7) 石裏面処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (8) 裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (9) 下地ごしらえ * あと施工アンカー ○ 横筋流し工法 (10. 3. 3)
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法
- (10) 目地 一般目地 目地幅 (mm) * 6以上 ○ (10. 3. 3)
シーリング材 ○ 適用する ○ 適用しない
伸縮調整目地
位置 * 標準仕様書 表11. 1. 1による
○ 図示
シーリング材の目地寸法 (標仕9. 7. 3(1) (ウ)による)
* 幅・深さとも10mm以上
○ 図示

▷ 4. 内壁空積工法

- (1) 受金物 (10. 2. 2)
材質 * ステンレス製 (SUS304) ○ _____
形状及び寸法 * L-75×75×6 (mm)
(○ 長さ=100mm ○ 長さ=150mm)
○
- (2) アンカーの材質及び寸法 (10. 2. 2)
材質 * SS400 ○ 寸法:
- (3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
種類: 材質: 寸法:
- (4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
* 図示 ○
- (5) 石材の厚さ (mm) ○ (10. 4. 2)
- (6) 石裏面処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (7) 裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (8) 下地ごしらえ * あと施工アンカー ○ 横筋流し工法 (10. 4. 3)
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法

▷ 5. 外壁乾式工法

- (9) 目地 一般目地 目地幅(mm) * 6以上 ○ (10.3.3)
 シーリング材 ○ 適用する ○ 適用しない
 伸縮調整目地
 位置 * 6m程度ごと
 ○ 図示
 シーリング材の目地寸法 (9.7.3(1)(ウ))
 * 幅・深さとも10mm以上
 ○ 図示
- (1) 外壁乾式工法的方式による金物の種類、形状、寸法等 (10.2.2)
 * 標準仕様書 表10.2.4
 方式 ○ スライド方式 ○ ロッキング方式
 ○ 図示
- (2) アンカーの材質及び寸法 (10.2.2)
 材質: * ステンレス製(SUS304) ○
 寸法:
- (3) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法
 種類: 材質: 寸法:
- (4) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法
 * 図示 ○
- (5) 石材の厚さ(mm) * 30以上 ○ _____ (10.5.2)
- (6) だぼ用の穴の位置
 * 標準仕様書 10.5.2(2)(ア) ○ 図示
- (7) 裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (8) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 (10.5.3)
 * 図示

▷ 6. 床及び階段の石張り

- (9) 目地 目地幅(mm) * 8以上 ○ (10.5.3)
 シーリング材 ○ 適用する
 (* 標準仕様書 9.7による ○ 図示)
 ○ 適用しない
- (1) 石材の厚さ(mm) 床() 階段() (10.6.2)(10.6.3)
- (2) 床石張り (10.6.2)
 浸透性吸水防止剤 ○ 適用する ○ 適用しない
 石裏面処理 ○ 適用する ○ 適用しない
 裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (3) 階段張り (10.6.3)
 石裏面処理 ○ 適用する ○ 適用しない
- (4) 目地 一般目地 目地幅(mm) (10.6.2)(10.6.3)
 * 図示 ○
 シーリング材 ○ 適用する ○ 適用しない
 伸縮調整目地
 位置 * 床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合
 6m程度ごと及び他部材との取り合い部
 ○ 図示
 シーリング材の目地寸法
 * 幅・深さとも10mm以上
 ○ 図示

<p>▷ 7. 笠木、甲板等の石張り</p>	<p>(1) 取付工法 (10. 7. 2) (10. 2. 2) <input type="radio"/> 湿式工法 <input type="radio"/> 乾式工法</p> <p>(2) 湿式工法の取付金物 <input type="radio"/> 標準仕様書 10. 2. 3(1) <input type="radio"/> 図示</p> <p>(3) 乾式工法の取付金物 <input type="radio"/> 標準仕様書 10. 2. 3(2) <input type="radio"/> 図示 方式 <input type="radio"/> スライド方式 <input type="radio"/> ロッキング方式</p> <p>(4) 特殊部位用金物 <input type="radio"/> 標準仕様書 10. 2. 2(3) <input type="radio"/> 図示 ファスナー <input type="radio"/> 図示</p> <p>(5) アンカーの材質及び寸法 (10. 2. 2) 湿式工法の材質： * SS400 <input type="radio"/> 寸法： 乾式工法の材質： * ステンレス(SUS304)製 <input type="radio"/> 寸法：</p> <p>(6) あと施工アンカーの種類、材質及び寸法 種類： 材質： 寸法：</p> <p>(7) 上記以外の金物の材質、形状及び寸法 * 図示 <input type="radio"/></p> <p>(8) 石材の厚さ(mm) <input type="radio"/> (10. 7. 2)</p> <p>(9) 石裏面処理 <input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない</p> <p>(10) 乾式工法の場合の取付け代 * 標準仕様書 10. 5. 3(2) <input type="radio"/> 図示</p> <p>(11) 石裏の補強用モルタル <input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない</p> <p>(12) 目地 湿式工法の場合 一般目地 目地幅(mm) * 6以上 <input type="radio"/> (10. 3. 3) シーリング材 <input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない 伸縮調整目地 位置 * 標準仕様書 表11. 1. 1による <input type="radio"/> 図示 シーリング材の目地寸法 * 幅・深さとも10mm以上 <input type="radio"/> 図示 乾式工法の場合 目地幅(mm) * 8以上 <input type="radio"/> (10. 5. 3) シーリング材 <input type="radio"/> 適用する (* 標準仕様書 9. 7による <input type="radio"/> 図示) <input type="radio"/> 適用しない</p>
<p>▷ 8. 隔て板</p>	<p>(1) 石材の厚さ(mm) (10. 7. 3) * 40 <input type="radio"/></p>

○ 第11章 タイル工事

項目	特記事項
▷ 1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	(1) 位置 * 標準仕様書 表11.1.1による (11.1.3) ○ 図示
▷ 2. 見本焼、試験施工	(1) 見本焼き ○ 行う ○ 行わない (11.1.4) (2) 試験張り ○ 行う ○ 行わない
▷ 3. セメントモルタルによるタイル張り	(1) タイルの形状、寸法等 (11.2.2)

施行箇所	種類	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			I類	II類	III類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	(2) 既調合モルタル (11.2.3) ○ 既調合モルタルの製造所の仕様による ○
	(3) 下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理方法 (11.2.6) ○ 目荒し方法 (標準仕様書15.3.4(4)による) ○ MCR工法 (標準仕様書6.8による) ○
	(4) 壁タイル張りの方法 (表11.2.3) 内外装タイル ○ 密着張り ○ 改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ○ マスク張り ○ モザイクタイル張り (11.3.2~11.3.4) (11.3.7)
▷ 4. 有機系接着剤によるタイル張り	(1) タイルの形状、寸法等

施行箇所	種類	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			I類	II類	III類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

	(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量 (11.3.3) * F☆☆☆☆ ○
	(3) 外装タイルにおける目地詰め (11.3.3) (11.3.5) ○ 行う ○ 行わない
	(4) 目地のシーリング材 (11.3.4) 打継目地 * ポリウレタン系シーリング材 ○ ひび割れ誘発目地 * ポリウレタン系シーリング材 ○ 伸縮調整目地 * 変成シリコン系シーリング材 ○ その他の目地 * 変成シリコン系シーリング材 ○
	(5) 下地調整塗材塗りをを行うコンクリート素地面の下地処理方法 (11.3.5) ○ 目荒し方法 (標準仕様書15.3.4(4)による) ○ MCR工法 (標準仕様書6.8による)

項 目	特 記 事 項																																																																																									
▷ 1. 材料	<p>(1) 木材の含水率 (12.2.1)(表12.2.1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">部 位</th> <th colspan="2">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地材</td> <td>* A種 (15%以下)</td> <td>○ B種 (20%以下)</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>* A種 (15%以下)</td> <td>○ B種 (18%以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12.2.1(2)から(6)までで含水率が規定されているものはその規定による。</p> <p>(2) 材料のホルムアルデヒド放散量等</p> <p>* F☆☆☆☆ ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装なし</p> <p>* 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ○ _____ ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装したもの</p> <p>* 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ○ _____</p> <p>ホルムアルデヒド放散量非表示で化粧加工したもの</p> <p>* 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ○ _____</p> <p>(3) 製材 (12.2.1)(表12.2.2)</p> <p>7. JAS 1083 (製材) に基づく製材</p> <p>(ア) 下地用製材 (JAS 1085-5)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施工箇所</th> <th style="width:15%;">寸法</th> <th style="width:20%;">等 級</th> <th style="width:15%;">含水率</th> <th style="width:15%;">保存処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 2級 ○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 2級 ○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 2級 ○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 造作用製材 (JAS 1083-2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施工箇所</th> <th style="width:15%;">寸法</th> <th style="width:20%;">等 級</th> <th style="width:15%;">含水率</th> <th style="width:15%;">保存処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○ 上小節 ○ 小節以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○ 上小節 ○ 小節以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○ 上小節 ○ 小節以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 広葉樹製材 (JAS 1083-6)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施工箇所</th> <th style="width:15%;">寸法</th> <th style="width:20%;">等 級</th> <th style="width:15%;">含水率</th> <th style="width:15%;">保存処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 1等 ○</td> <td>10%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 1等 ○</td> <td>10%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 1等 ○</td> <td>10%以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. JAS 1083以外による製材</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施工箇所</th> <th style="width:15%;">寸法</th> <th style="width:15%;">材面の品質</th> <th style="width:15%;">防虫処理</th> <th style="width:15%;">含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>造作材の材面の品質： * A種 ○ B種 (表12.2.2)</p> <p>代用樹種を使用できない箇所：</p> <p>ウ. 針葉樹製材は、JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。</p> <p>エ. カラマツの使用範囲は、原則として東・母屋・土台・大引きとする。</p> <p>オ. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。</p>	部 位	種 別		下地材	* A種 (15%以下)	○ B種 (20%以下)	造作材	* A種 (15%以下)	○ B種 (18%以下)	施工箇所	寸法	等 級	含水率	保存処理			* 2級 ○					* 2級 ○					* 2級 ○			施工箇所	寸法	等 級	含水率	保存処理			○ 上小節 ○ 小節以上					○ 上小節 ○ 小節以上					○ 上小節 ○ 小節以上			施工箇所	寸法	等 級	含水率	保存処理			* 1等 ○	10%以下				* 1等 ○	10%以下				* 1等 ○	10%以下		施工箇所	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率				○ 適用する ○ 適用しない					○ 適用する ○ 適用しない					○ 適用する ○ 適用しない	
部 位	種 別																																																																																									
下地材	* A種 (15%以下)	○ B種 (20%以下)																																																																																								
造作材	* A種 (15%以下)	○ B種 (18%以下)																																																																																								
施工箇所	寸法	等 級	含水率	保存処理																																																																																						
		* 2級 ○																																																																																								
		* 2級 ○																																																																																								
		* 2級 ○																																																																																								
施工箇所	寸法	等 級	含水率	保存処理																																																																																						
		○ 上小節 ○ 小節以上																																																																																								
		○ 上小節 ○ 小節以上																																																																																								
		○ 上小節 ○ 小節以上																																																																																								
施工箇所	寸法	等 級	含水率	保存処理																																																																																						
		* 1等 ○	10%以下																																																																																							
		* 1等 ○	10%以下																																																																																							
		* 1等 ○	10%以下																																																																																							
施工箇所	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率																																																																																						
			○ 適用する ○ 適用しない																																																																																							
			○ 適用する ○ 適用しない																																																																																							
			○ 適用する ○ 適用しない																																																																																							

(4) 造作用集成材等

(12. 2. 1)

7. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等

(7) 造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	見付材 け面	見付材面の品質
					* 1等 ○ 2等
					* 1等 ○ 2等
					* 1等 ○ 2等

(4) 化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ (mm)	見付材 け面	見付材面の品質
		化粧薄板 :				* 1等 ○ 2等
		芯材 :				* 1等 ○ 2等
		化粧薄板 :				* 1等 ○ 2等
		芯材 :				* 1等 ○ 2等
		化粧薄板 :				* 1等 ○ 2等
		芯材 :				* 1等 ○ 2等

(5) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等

7. 造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
				* 15%以下 ○
				* 15%以下 ○
				* 15%以下 ○

4. 化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材 面の品質	含水率
	化粧薄板 :				* 15%以下
	芯材 :				○
	化粧薄板 :				* 15%以下
	芯材 :				○
	化粧薄板 :				* 15%以下
	芯材 :				○

(6) 造作用単板積層材

(12. 2. 1)

7. JAS 0701による造作用単板積層材

(7) 造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法	表面の品質	防虫処理
			○ 有り (加工 : ○ 天然木化粧加工) ○ 塗装加工 ○ 無し (等級 :)	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 有り (加工 : ○ 天然木化粧加工) ○ 塗装加工 ○ 無し (等級 :)	○ 適用する ○ 適用しない

4. JAS 0701以外の造作用単板積層材

(12. 2. 1)

(7) 造作用単板積層材

施工箇所	寸法	表面の品質	含水率	防虫処理
		○ 有り (加工 : ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工)	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 無し ()		
		○ 有り (加工 : ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工)	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 無し ()		

(7) 直交集成板 (JAS 3079)

(12.2.1)

品名	強度等級	種別	接着性能	樹種	寸法

(8) 合板等

7. 下地用合板

(12.2.1)

(7) 「合板の日本農林規格」の普通合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

4. 構造用合板

(12.2.1)

(7) 「合板の日本農林規格」の構造用合板・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級
		* 12 ○	* 1類 ○ 2類 * ※特類	* 2級 ○ 1級	* C-D ○			○ 適用する () ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない
			* 1類 ○ 2類 * ※特類	* 2級 ○ 1級	* C-D ○			○ 適用する () ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない

※常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする

(i) 天然木化粧合板

(12.2.1)

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	防虫処理	防虫処理
	* ○	* 1類 ○ 2類			

(ウ) 特殊加工化粧合板

(12. 2. 1)

施工箇所	品目	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
		* 5.5 ○	* 1類 ○ 2類		○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等	
		* 5.5 ○	* 1類 ○ 2類			

ウ. パーティクルボード (JIS A 5908)

(12. 2. 1)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		* 13タイプ ○	○ MR1 (M) ○ MR2 (P)		* 15 ○
		* 13タイプ ○	○ MR1 (M) ○ MR2 (P)		* 15 ○

エ. ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) (JIS A 5905)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		○ 13タイプ ○ 15タイプ ○ 25タイプ ○ 30タイプ	○ P ○ M ○ U		* 15 ○
		○ 13タイプ ○ 15タイプ ○ 25タイプ ○ 30タイプ	○ P ○ M ○ U		* 15 ○

オ. JAS 0360の構造用パネル

(12. 2. 1)

施工箇所	品名	厚さ (mm)

▷ 2. 接合具等

(1) 釘等

(12. 2. 2)

* 隠し釘打ち ○ _____

(2) 諸金物

(12. 2. 2)

諸金物の形状・寸法・材質

* 表12. 2. 3~12. 2. 5による

コンクリート埋込部を除き表14. 2. 2のF種程度

○ _____

(3) 接合具等の接着剤:

(12. 2. 2)

ホルムアルデヒド放散量: * F☆☆☆☆ ○ _____

(4) 木れんがの接着工法に使用する接着剤:

(12. 2. 3)

ホルムアルデヒド放散量: * F☆☆☆☆ ○ _____

▷ 3. 防腐・防蟻・防虫処理

(1) 防腐・防蟻処理

(12. 3. 1)

7. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材

適用部位 (_____)

4. 工場における薬剤の加圧注入処理等

(12. 3. 1)

適用部位	保存処理性能区分			
	○ K2	○ K3	○ K4	○ インサージング*
	○ K2	○ K3	○ K4	○ インサージング*

ウ. 薬剤の塗布等

(12. 3. 1)

適用部位	処理の方法
	* 薬剤の製造所の仕様による
	○ _____

エ. ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理

適用部位 (_____)

	オ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 <input type="radio"/> 使用する (K3の防虫処理) <input type="radio"/> 使用しない (2) 防虫処理 (12.3.2) ラワン材等 <input type="radio"/> 使用する (K1の防虫処理) <input type="radio"/> 使用しない (1) 間仕切り軸組に用いる木材 (12.4.1) * 杉又は松 <input type="radio"/> _____ (2) 床組に用いる木材 * 杉又は松 <input type="radio"/> _____ 土間スラブ類の場合の土台転ばし大引及び転ばし根太 * ひのき又は3節による保存処理木材 <input type="radio"/> _____
▷ 4. 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切り軸組及び床組	(1) 窓、出入り口その他に用いる木材 (12.4.1) * 吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居：ひのき その他：松又は杉
▷ 5. 窓、出入り口その他	(1) 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材 * ひのき <input type="radio"/> _____
▷ 6. 床板張り	(1) 木材 * 杉又は松 <input type="radio"/> _____
▷ 7. 壁及び天井下地	

○ 第13章 屋根工事及びとい工事

項目	特記事項																		
▷ 1. 長尺金属板葺	(1) 材料 (13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施行箇所</th> <th>板及びコイルの種類</th> <th>塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>屋根葺形式</th> <th>葺板の寸法・厚さ</th> <th>下地</th> <th>留め付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>JIS G 3322の屋根用コイル * <input type="radio"/></td> <td></td> <td></td> <td> <input type="radio"/> 立て平葺 <input type="radio"/> 心木なし瓦棒葺 <input type="radio"/> 横葺 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 下葺材料 <input type="radio"/> アスファルトルーフィング940 <input type="radio"/> 改質アスファルトルーフィング下葺材 <input type="radio"/> 一般タイプ <input type="radio"/> 複層基材タイプ <input type="radio"/> 粘着層付タイプ (3) 工法 (13.2.3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> 横葺の場合のけらば納め <input type="radio"/> つかみ込み納め <input type="radio"/> けらば包み納め 雪止め <input type="radio"/> 設置する (<input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/>)	施行箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚さ	下地	留め付け方法		JIS G 3322の屋根用コイル * <input type="radio"/>			<input type="radio"/> 立て平葺 <input type="radio"/> 心木なし瓦棒葺 <input type="radio"/> 横葺					
施行箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚さ	下地	留め付け方法												
	JIS G 3322の屋根用コイル * <input type="radio"/>			<input type="radio"/> 立て平葺 <input type="radio"/> 心木なし瓦棒葺 <input type="radio"/> 横葺															
▷ 2. 折板葺	(1) 材料 (13.3.2) (表13.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施行箇所</th> <th rowspan="2">形式</th> <th colspan="2">山高・山ピッチによる区分</th> <th rowspan="2">耐力による区分</th> <th rowspan="2">材料による区分</th> <th rowspan="2">厚さ(mm)</th> <th rowspan="2">軒先面戸板</th> </tr> <tr> <th>山高</th> <th>山ピッチ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> <td></td> <td>() 種</td> <td>* 鋼板製 <input type="radio"/></td> <td></td> <td> <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 </td> </tr> </tbody> </table> (2) 材質の種類 (_____) (3) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等 (_____) (4) 断熱材 <input type="radio"/> 有り (種別： _____ 厚さ(mm)： _____ 防火性能： _____ 時間) <input type="radio"/> 無し (5) 工法 (13.3.3)	施行箇所	形式	山高・山ピッチによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	山高	山ピッチ		<input type="radio"/>			() 種	* 鋼板製 <input type="radio"/>		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
施行箇所	形式			山高・山ピッチによる区分						耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板						
		山高	山ピッチ																
	<input type="radio"/>			() 種	* 鋼板製 <input type="radio"/>		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無												

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

図示

耐雪性能に応じた工法

適用する (図示 _____) 適用しない

(6) 折板のけらば納め * けらば包みによる方法 (13.5.2) (表13.5.1)

(1) 材料

(13.5.2) (表13.5.1)

とこの種類 配管用鋼管 硬質ポリ塩化ビニル管

表面処理鋼板

表面及び裏面の塗膜の種類 (_____)

耐酸被膜鋼板

とこの受金物

とこの受金物の材類、形状、取付け間隔

* 標準仕様書 表13.5.2による _____

足金物の材類、形状、取付け間隔

* 標準仕様書 表13.5.2による _____

多雪地域の場合の軒どこの取付間隔0.5m以下

図示

防露材のホルムアルデヒド放散量

* F☆☆☆☆ _____

(2) 工法

(13.5.3)

鋼管製とこの場合の防露巻きの工法

標準仕様書 13.5.4による _____

▷ 3. とこの

▷ 4. ルーフドレイン

JCW 301 によるルーフドレインの種類及び呼び

(13.5.2)

種類		呼び	施行箇所
<input type="radio"/> ろく屋根用たて形 I 型	ねじ込み式	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/> ろく屋根用横形 I 型	ねじ込み式	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/> バルコニー中継用	<input type="radio"/> ねじ込み式	<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/> 差し込み式		
<input type="radio"/> バルコニー用	<input type="radio"/> ねじ込み式	<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/> 差し込み式		
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	

項目

特記事項

▷ 1. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

(1) 表面処理 (14. 2. 1) (表14. 2. 1)

種別	施行箇所 (成型板、笠木、建具以外)	色合い等
○ AB-1種		
○ AB-2種		
○ AC-1種		
○ AC-2種		
○ BA-1種		
○ BA-2種		
○ BB-1種		
○ BB-2種		
○ BC-1種		
○ BC-2種		
○ C種		

○ 常温乾燥形の塗装の場合 ()

(2) 陽極酸化皮膜による着色方法

* 二次電解着色 ○ 三次電解着色

▶ 2. 鉄鋼の亜鉛めっき

(1) 鉄鋼の亜鉛めっき (14. 2. 2) (表14. 2. 2)

表面処理方法	種別	施行箇所 (手すり、タラップ以外)
溶融亜鉛めっき	○ A種	
	● B種	マシハッチ蓋
	● C種	SD額縁
電気亜鉛めっき	○ D種	
	○ E種	
	○ F種	

▷ 3. 軽量鉄骨天井下地

(1) 野縁等の種類 (14. 4. 2) (表14. 4. 1)

屋外 * 25型 ○ 19型

屋内 * 19型 ○ 25型

○ 屋外の場合の形式及び寸法 (14. 4. 3)

野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離

○ 図示 ○ _____

野縁の間隔

○ 図示 ○ _____

断熱インサート

床及び壁等で内部断熱を施した面の、内面アンカーに使用

(2) 工法 (14. 4. 4)

○ つりボルトの間隔が900mmを超える場合

補強方法 ○ 図示 ○ _____

○ 天井のふところが3.0mを超える場合

補強方法 ○ 図示 ○ _____

○ 天井下地材における耐震性を考慮した補強

補強箇所、補強方法 ○ 図示 ○ _____

○ 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強

補強箇所、補強方法 ○ 図示 ○ _____

▷ 4. 軽量鉄骨壁下地

(1) スタッド、ランナ等の種類 (14. 5. 3)

* 標準仕様書 表14. 5. 1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類

○ 図示

(2) スタッドの高さが5.0mを超える場合

○ 図示 ○ _____

(3) 出入口及びこれらに準ずる開口部の補強 (14. 5. 4)

* 標準仕様書 14. 5. 4(5)による ○ 図示

▷ 5. 金属成形板張り	(1) 種別 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____ (14. 6. 2) (2) 表面処理 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____ (3) 取付け用下地 * 標準仕様書 14. 4による <input type="radio"/> 図示 (4) 伸縮調整継手 (14. 6. 3) <input type="radio"/> 設ける (施行箇所 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____) <input type="radio"/> 設けない
▷ 6. アルミニウム製笠木	(1) 部材の種類 (14. 7. 2) (表14. 7. 1) <input type="radio"/> 250形 <input type="radio"/> 300形 <input type="radio"/> 350形 <input type="radio"/> _____ (2) 表面処理 種別 () 種 (14. 7. 2) (表14. 2. 1) 色合等 <input type="radio"/> 標準色 (_____) <input type="radio"/> 特注色 (_____) (3) 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____

● 第15章 左官工事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. ラス系下地	(1) 下地の種類 (15. 2. 4) <input type="radio"/> 通気構法 (<input type="radio"/> 二層下地 <input type="radio"/> 単層下地) <input type="radio"/> 直張り工法 (<input type="radio"/> ラスモルタル下地 <input type="radio"/> ラスシートモルタル下地) <input type="radio"/> 図示 (外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法を行う場合) (2) 材料 (15. 2. 4) ラス材及ぶ補強用平ラス 材料記号 (* K <input type="radio"/> _____) 種類及び単位面積当たりの質量 <input type="radio"/> 二層下地通気構法 <input type="radio"/> 波形ラス (W700) <input type="radio"/> こぶラス (K800) <input type="radio"/> カ骨付きラス (BP700) <input type="radio"/> 単層下地通気構法 <input type="radio"/> リプラスC (RC800) に下張りシートのある裏打ち材などと一体化したラス <input type="radio"/> _____ ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 * LS4 (耐力壁の場合) <input type="radio"/> _____ ステーブルの形状及び寸法 リプラス * L925TS以上 (リプラスC (RC800) の場合) <input type="radio"/> _____ (3) 施工 (15. 2. 4) 二層下地通気構法 換気口部の措置 * 講ずる <input type="radio"/> _____ 直張り工法 (ラスシートモルタル下地の場合) 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合のラスシートの施工 <input type="radio"/> 図示 <input type="radio"/> _____

- ▷ 2. せっこうボード、
その他のボード下地
- ▷ 3. こまい下地
- ▷ 4. 木ずり下地
- ▷ 5. モルタル塗り

- (1) 材料 (15.2.5)
 せっこうボード、せっこうラスボード及び木質系セメント板の
 種類及び厚さ
 せっこうボード 種類 () 厚さ (mm)
 せっこうラスボード 種類 () 厚さ (mm)
 木質系セメント板 種類 () 厚さ (mm)
- (1) 建築基準法に基づく耐力壁の指定 なし あり (15.2.6)
- (1) 材料 (15.2.7)
 木ずり用小幅板の材種 * 杉(心去り材) _____
- (1) モルタル 現場調合材料 既調合材料 (15.3.2)
- (2) 既製目地材 (15.3.2)
 設ける 施行箇所 (_____)
 形状 (図示 _____)
 設けない
- (3) 床の目地
 設ける 目地幅 * 2㎡程度(最大目地間隔3m程度)

 種類 * 押し目地 _____
 設けない
- (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの
 接着力試験 (15.3.5)
 行う 行わない

▶ 6. 仕上塗材仕上げ

- (1) 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (15.6.2)
 * F☆☆☆☆ _____
- (2) 材料 (15.6.2)
 薄付け仕上塗材 (表15.6.1)(その1)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
<input type="radio"/> 外装薄塗材Si	<input type="radio"/> 砂壁状 <input type="radio"/> ゆず肌状 <input type="radio"/> さざ波状	<input type="radio"/> 吹付け <input type="radio"/> ローラー塗り	/	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
<input type="radio"/> 可とう形外装薄塗材Si	<input type="radio"/> 砂壁状 <input type="radio"/> ゆず肌状 <input type="radio"/> さざ波状	<input type="radio"/> 吹付け <input type="radio"/> ローラー塗り		<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
<input type="radio"/> 外装薄塗材E	<input type="radio"/> 砂壁状 <input type="radio"/> ゆず肌状 <input type="radio"/> 平たん状 <input type="radio"/> 凹凸状 <input type="radio"/> さざ波状 <input type="radio"/> 着色骨材砂壁状	<input type="radio"/> 吹付け <input type="radio"/> こて塗り <input type="radio"/> ローラー塗り		<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
<input type="radio"/> 可とう形外装薄塗材E	<input type="radio"/> 砂壁状 <input type="radio"/> ゆず肌状 <input type="radio"/> 平たん状 <input type="radio"/> 凹凸状 <input type="radio"/> さざ波状	<input type="radio"/> 吹付け <input type="radio"/> こて塗り <input type="radio"/> ローラー塗り		<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
<input type="radio"/> 防水形外装薄塗材E	<input type="radio"/> ゆず肌状 <input type="radio"/> さざ波状 <input type="radio"/> 凹凸状	<input type="radio"/> 吹付け <input type="radio"/> ローラー塗り		<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
<input type="radio"/> 外装薄塗材S	<input type="radio"/> 砂壁状	<input type="radio"/> 吹付け		<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
<input type="radio"/> 内装薄塗材C <input type="radio"/> 内装薄塗材L	<input type="radio"/> 凹凸状 <input type="radio"/> 平たん状 <input type="radio"/> ゆず肌状 <input type="radio"/> さざ波状	<input type="radio"/> 吹付け <input type="radio"/> こて塗り <input type="radio"/> ローラー塗り		<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない

○ 内装薄塗材Si	○ 砂壁状じゅらく ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装薄塗材E	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状	○ ローラー塗り		
○ 内装薄塗材W	○ 京壁状じゅらく ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

○ 厚付け仕上塗材

(表15.6.1)(その2)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ 吹付け ○ こて塗り	/	○ 適用する ○ 適用しない
○ 外装厚塗材Si ○ 外装厚塗材E	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材L	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材G	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材Si ○ 内装厚塗材E	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

外装厚塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合

()

外装厚塗材Si、外装厚塗材Eにおける上塗材の適用

○ 適用する ○ 適用しない

● 複層仕上塗材

(表15.6.1)(その3)

○ 軽量骨材仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 複層塗材CE	○ 凸部処理	○ 吹付け	○ 耐候形3種	○ 適用する
○ 複層塗材RE	○ 凹凸状	○ ローラー塗り	○	○ 適用しない
○ 複層塗材Si	○ ゆず肌状			
○ 複層塗材E				

可とう形 ○ 複層塗材 CE	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ ローラー 塗り	○ 耐候形3種 ○	○ 適用する ○ 適用しない
○ 防水形複層塗材CE ● 防水形複層塗材RE ○ 防水形複層塗材E	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ● ゆず肌状	○ 吹付け ● ローラー 塗り	● 耐候形3種 ○	○ 適用する ● 適用しない
○ 吹付用軽 量塗材	○ 砂壁状	○ 吹付け	/	○ 適用する ○ 適用しない
○ こて塗用 軽量塗材	○ 平たん状	○ こて塗り		○ 適用する ○ 適用しない

複層仕上げ塗材の上塗材 (15. 6. 2) (表15. 6. 2)

樹脂 ○ アクリル系 ○ シリカ系 ○ ポリウレタン系

● アクリルシリコン系 ○ ふっ素系

外観 ● つやあり ○ つやなし ○ メタリック

溶媒 ○ 溶剤系 ○ 弱溶剤系 ● 水系

▷ 7. マスチック塗材塗り

(1) 種別 ○ A種 ○ B種 (15. 7. 2) (表15. 7. 1)

▷ 8. しっくい塗り

(1) 下地の種類 () (15. 10. 1)

○ 標準仕様書15. 10. 1による場合以外の下地への適用
()

(2) 材料 (15. 10. 2)

○ 標準仕様書15. 10. 2(1) (ア), (イ)による
色しっくい ○ 適用する ○ 適用しない
○

(3) 調合及び塗厚 (15. 10. 3) (表15. 10. 1~表15. 10. 4)

既調合しっくい * 標準仕様書15. 10. 3(1)による

○

現場調合しっくい * 標準仕様書15. 10. 3(2)による

○

(4) 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法 (15. 10. 4) (表15. 10. 5)

○ なで切り仕上げ ○ パターン仕上げ

▷ 9. こまい壁塗り

(1) 材料 (15. 11. 2)

土壁用ののりの種類 * つのまた ○ ふのり
○ ぎんなんそう ○ 粉末海藻
砂壁用ののりの種類 * ふのり ○ つのまた
○ こんにゃくのり ○ にかわ
○ 合成高分子系混和剤

色土の種類 ○ 土物仕上げ ()
○ 大津仕上げ ()

色砂の種類 ○ 天然砂と岩石の砕砂
○ 人工的に着色・製造したもの

(2) 調合 下塗りの調合 * 標準仕様書表15. 11. 2による (15. 11. 3)

○

(3) 塗厚 * 標準仕様書表15. 11. 8による (15. 11. 4)

○ 建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合

○ 図示 ○

(4) 工程 こまい壁 * A種 ○ B種 (15. 11. 5) (表15. 11. 9)

(5) 土物仕上げの工法 (15. 11. 7)

○ 土物仕上げの工法
○ 水こね土物1工法 ○ 水こね土物2工法
○ のりさし土物工法 ○ のりごね土物工法
○ 砂壁仕上げ工法
○ 切返し仕上げ工法

▷ 10. ロックウール吹付け	(6) 大津仕上げの工法 (15.11.8)
	○ 普通大津仕上げ工法 ○ 大津みがき工法
	(7) ちりじゃくり ○ 図示 ○ _____ (15.11.7) (15.11.8)
	(1) ロックウールのホルムアルデヒド放散量 (15.12.2)
	* F☆☆☆☆ ○ _____
	(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量
	* F☆☆☆☆ ○ _____
(3) 仕上げ吹付け厚さ(mm) (15.12.3)	
* 図示 ○ _____	

● 第16章 建具工事

項 目	特 記 事 項																																			
▷ 1. 防火戸	(1) 防火戸の適用： (16.1.3) ○ 適用する 適用箇所（* 建具表による ○ _____） ○ 適用しない																																			
▷ 2. 見本の製作等	(2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (16.1.3) * 建具表による ○ _____																																			
▷ 3. 防犯建物部品	(1) 建具見本の製作： * 行わない (16.1.4) ○ 行う（建具表により指定する。） (2) 特殊な建具の仮組： * 実施しない (16.1.4) ○ 実施する																																			
▷ 4. アルミニウム製建具	(1) 防犯建物部品： * 適用する (16.1.6) ○ 適用しない (1) 外部に面する建具の性能等級等 (16.2.1~5) （コンクリート系下地及び鉄骨下地） (表16.2.1)																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>* A種</th> <th>○ B種</th> <th>○ C種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠の見込み寸法 (mm)</td> <td>* 70</td> <td>○ 100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>耐風圧性</td> <td>S-4</td> <td>S-5</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>気密性</td> <td colspan="2">A-3</td> <td>A-4</td> </tr> <tr> <td>水密性</td> <td colspan="2">W-4</td> <td>W-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(木下地) (表16.2.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>* D種</th> <th>○ E種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠の見込み寸法 (mm)</td> <td>* 70</td> <td>○ 100</td> </tr> <tr> <td>耐風圧性</td> <td>S-2</td> <td>S-3</td> </tr> <tr> <td>気密性</td> <td colspan="2">A-3</td> </tr> <tr> <td>水密性</td> <td colspan="2">W-3</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	* A種	○ B種	○ C種	枠の見込み寸法 (mm)	* 70	○ 100	100	耐風圧性	S-4	S-5	S-6	気密性	A-3		A-4	水密性	W-4		W-5	種 別	* D種	○ E種	枠の見込み寸法 (mm)	* 70	○ 100	耐風圧性	S-2	S-3	気密性	A-3		水密性	W-3	
種 別	* A種	○ B種	○ C種																																	
枠の見込み寸法 (mm)	* 70	○ 100	100																																	
耐風圧性	S-4	S-5	S-6																																	
気密性	A-3		A-4																																	
水密性	W-4		W-5																																	
種 別	* D種	○ E種																																		
枠の見込み寸法 (mm)	* 70	○ 100																																		
耐風圧性	S-2	S-3																																		
気密性	A-3																																			
水密性	W-3																																			
	(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 (○ _____)																																			
	(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (○ _____)																																			
	(4) アルミニウムの表面処理 (16.2.4) 外部に面する建具 (表14.2.1) 種別 ○ BB-1種 ○ BB-2種 着色 ○ 標準色 ○ 特注色 (○ ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー) 屋内の建具 (表14.2.1) 種別 ○ BC-1種 ○ BC-2種 着色 ○ 標準色 ○ 特注色 (○ ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー)																																			
	(5) ステンレス鋼板の種類 (16.2.3) (16.6.3) * SUS304, SUS430JIL, SUS443J1 ○																																			

▷ 5. 網戸

- (6) ステンレス製くつづりの仕上げ (16. 2. 4) (16. 4. 4)
 * HL ○
 (7) 結露水の処理方法 * 図示 ○ _____ (16. 2. 4)
 (8) 水切り板、ぜん板等 * 図示 ○ _____ (16. 2. 5)
 (9) 木下地の内付け建具 (16. 2. 5)
 * 適用する (建具の製造所の仕様) ○ 適用しない

▷ 6. 樹脂製建具

- (1) 防虫網の材質 (16. 2. 3)
 * 合成樹脂製
 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス製 (SUS316)
 線径 * 0.25mm以上 ○ mm以上
 網目 * 16~18メッシュ ○ メッシュ
 (1) 外部に面する建具の性能等級等 (16. 3. 2)
 (コンクリート系下地及び鉄骨下地) (表16. 3. 1)

種 別	○ A種	○ B種	○ C種
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-4		
水 密 性	W-4	W-5	

(木下地) (表16. 3. 2)

種 別	○ D種	○ E種
耐 風 圧 性	S-2	S-3
気 密 性	A-4	
水 密 性	W-4	

- (2) 枠の見込み寸法: * 建具表による ○ _____ (16. 3. 4)
 (3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (16. 3. 2)
 ○ T-1 ○ T-2
 (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級
 * 外部に面する建具の断熱性の等級 (表16. 3. 3)
 ○ 適用する (○ H-4 ○ H-5 ○ H-6)
 ○ H-7 ○ H-8)
 ○ 適用しない
 ○ _____

- (5) ガラス: * 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス (16. 3. 3)
 (6) 表面色: ○ 標準色 (白) ○ 特注色 (16. 3. 4)
 (7) 水切り板、ぜん板等 * 図示 ○ _____ (16. 2. 5)
 (8) 木下地の内付け建具 (16. 3. 5) (16. 2. 5)
 ○ 適用する (建具の製造所の仕様) ○ 適用しない

▶ 7. 鋼製建具

- (9) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 (16. 3. 2)
 ○ N-1 ○ N-2 ○ N-3
 (1) 簡易気密型ドアセットの気密性等級、水密性等級 (16. 4. 2)
 ● 標準仕様書表16. 4. 1による ○ 建具表による
 (2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級 (表16. 2. 1)
 ● S-4 ○ S-5 ○ S-6
 (3) 防音ドア、防音サッシとする場合 (16. 2. 2)
 遮音性の等級 (○)
 (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合 (16. 2. 2)
 断熱性の等級 (○)
 (5) 耐震ドアとする場合 (16. 4. 2)
 面内変形追随性の等級 (○)
 (6) ステンレス鋼板の種類 (16. 4. 3) (16. 6. 3)
 * SUS304, SUS430JIL, SUS443J1 ○
 (7) 点検口の類のくつづりの材料 ○ (16. 4. 3)
 (8) 鋼板の厚さ * 標準仕様書16. 4. 4表16. 4. 2による (16. 4. 4)
 ○ 図示
 (9) ステンレス製のくつづりの仕上げ * HL ○ (16. 4. 4)

▷ 8. 鋼製軽量建具

- (10) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による) (16.4.6)
○ 適用する(建具符号、形式及び寸法は建具表による)
- (1) 簡易気密型ドアセット ○ A-3 (16.5.2)
○ 建具表による
- (2) 防音ドア、防音サッシとする場合 (16.2.2)
遮音性の等級 (○)
- (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合 (16.2.2)
断熱性の等級 (○)
- (4) 耐震ドアとする場合 (16.5.2)
面内変形追随性の等級 (○)
- (5) 戸の鋼板 (16.5.3)
○ 亜鉛めっき鋼板 ○ ビニル被覆鋼板
○ カラー鋼板 ○ ステンレス鋼板
- (6) 召合わせ、縦小口包み板等の材質 (16.5.3)
○ ステンレス鋼板 * 鋼板 ○ アルミニウム合金
- (7) 鋼板類の厚さ (16.5.4)
* 標準仕様書16.5.4表16.5.1による
○ 図示
- (8) ステンレス製のくつづりの仕上げ (16.5.4)(16.4.4)
* HL ○

▷ 9. ステンレス製建具

- (9) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による) (16.5.6)
○ 適用する(建具符号、形式及び寸法は建具表による)
- (1) 性能値等(建具符号は建具表による) (16.6.2)
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級
* 建具表による ○
- (2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級 (表16.2.1)
○ S-4 ○ S-5 ○ S-6
- (3) 防音ドア、防音サッシとする場合
遮音性の等級 (○)
- (4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合
断熱性の等級 (○)
- (5) 耐震ドアとする場合 (16.4.2)
面内変形追随性の等級 (○)
- (6) ステンレス鋼板の種類 (16.6.3)
* SUS304, SUS430JIL, SUS443J1 ○ _____
- (7) 表面仕上げ * HL ○ (16.6.4)
- (8) ステンレス製のくつづりの仕上げ (16.5.4)(16.4.4)
* HL ○

▷ 10. 木製建具

- (9) 曲げ加工 * 普通曲げ ○ 角出し曲げ (16.6.5)
- (1) 建具材の加工、組立時の含水率 (16.7.2)(表16.7.1)
* A種 ○ B種
- (2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量 (16.7.2)
* F☆☆☆☆ ○ _____
- (3) 枠及びくつづりの材料 (16.7.2)
○ 建具表による ○
○ フラッシュ戸 (16.7.2)(表16.7.2)

表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等
○ 普通合板	接着の程度 * 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○ 板面の品質 * 広葉樹1等 ○ _____

○ 天然木化粧合板	接着の程度 * 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ 特殊加工化粧合板	接着の程度 * 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	表裏面の状態による区分 () 曲げ強さによる区分 () 接着剤による区分 () 難燃性による区分 ()

表面材の材料のホルムアルデヒド放散量

* 標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による ○ _____

表面板の厚さ (16.7.3)

* 標準仕様書表16.7.6による ○

引戸の定規縁 (16.7.4)

○ 召し合せかまちをいんろう付きとする

○ かまち戸 (16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)

かまち樹種 () 鏡板樹種 ()

見込み寸法 * 36mm ○ 建具表による ○

○ ふすま (16.7.2)(表16.7.3)(16.7.3)

(表16.7.7)(16.7.4)(表16.7.10)

種別、工法

下張り ○ I型 ○ II型

上張り、縁仕上 ○ 鳥の子 ○ 新鳥の子又はビニル紙程度

○ 生地縁 (ウレタンクリヤー塗装)

見込み寸法 * 19.5mm ○ 建具表による ○

○ 戸ふすま (16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)(16.7.4)

表面材の種類、品質等 ()

見込み寸法 * 30mm ○ 建具表による ○

○ 紙張り障子 (16.7.3)(表16.7.7)

見込み寸法 * 30mm ○ 建具表による ○

▶ 11. 建具用金物

(1) 取付け施工 (16.8.3)

取っ手類の取付け高さは、床仕上げ面からの高さとし、図示
その他指示のない場合は、建具製造所の仕様による。

(2) 金物の種類・見え掛り部の材質等 (16.8.2)

* 標準仕様書 表16.8.1及び適用 (備考欄の特記事項も含め)
は、建具表による ○ _____

(3) 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ

* 標準仕様書 表16.8.2による ○ _____

(4) 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ

* 標準仕様書 表16.8.3による ○ _____

(5) 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ

* 標準仕様書 表16.8.4による ○ _____

(6) 木製建具に使用する戸車及びレール

* 標準仕様書 表16.8.5による ○ _____

(7) マスターキー ○ 製作する * 製作しない (16.8.4)

○ 既存のマスターキーに合わせる

(8) 鍵: * 3本1組 ○ _____ (16.8.4)

(9) 鍵箱: ○ 無し ○ 有り (16.8.4)

(10) 建具表で指示のない建具金物は16章8節による。

▷ 12. 自動ドア開閉装置

- (1) 引き戸用駆動装置の性能 (16.9.2) (表16.9.1)
 SSLD-1 SSLD-2
 DSLD-1 DSLD-2
 防錆の適用 適用する 適用しない
- (2) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能
 * 標準仕様書16.9.2表16.9.2による _____
 防錆の適用 適用する 適用しない
- (3) 開閉方法は、建具表による。 (16.9.2)
- (4) 検出装置の性能 (16.9.2)
 * 表16.9.3による
- (5) 戸の開閉方式
 * 図示
- (6) 引き戸用検出装置の種類 (表16.9.4)
 光線（反射）センサー 熱線センサー
 音波センサー 光電センサー
 電波センサー
 タッチスイッチ
 (無線式タッチスイッチ 光電式タッチスイッチ)
 押しボタンスイッチ
 車椅子使用者便房スイッチ
 (大形(開・閉)押しボタンスイッチ 非接触スイッチ)
- (7) 凍結防止措置 (16.9.2)
 適用する 適用しない

▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置

- (1) 性能等
 * 標準仕様書16.10.3表16.10.1による。
 図示

▷ 14. 重量シャッター

- (1) シャッターの種類 (16.11.2)
 管理用シャッター 外壁用防火シャッター
 屋内用防火シャッター 防煙シャッター
- (2) 耐風圧強度 (16.11.2)
 管理用シャッター _____ pa
 外壁用防火シャッター _____ pa
- (3) シャッターケース（管理用シャッター） (16.11.2)
 設ける 設けない
- (4) 開閉方式 * 電動式（手動併用） (16.11.2) (表16.11.1)
 手動式
- (5) 安全装置
 急降下制動装置又は急降下停止装置、
 障害物感知装置、危険防止機構の設置個所
 図示
- (6) 注意喚起装置 音声発生装置 注意灯の設置
 シャッターへの危険表示
 シャッターの下降位置の表示
- (7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール（3方）を設置
- (8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (16.11.3)
 種類 JIS G 3302 JIS G 3312
 付着量 * Z12又はF12 _____
- (9) ステンレス鋼板 (16.11.3) (16.6.3)
 * SUS304, SUS430JIL, SUS443J1 _____

▷ 15. 軽量シャッター

- (1) 開閉形式 * 手動式 (16. 12. 2) (表16. 12. 1)
 電動式 (手動併用)
- (2) 耐風圧強度 _____ pa (16. 12. 2)
- (3) 電動式の場合の安全装置
 障害物感知装置の設置箇所 図示 _____
- (4) スラットの材質 (16. 12. 3)
 JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 _____
 JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90 _____
- (5) スラットの種類 インターロッキング形
 オーバーラッピング形

▷ 16. オーバーヘッドドア

セクション材 料による区分	風圧力区 分(Pa)	開閉方式によ る区分	収納形式によ る区分	ガイドレール の材料
* スチールタイプ	<input type="radio"/> 125 <input type="radio"/> 100	* バランス式 <input type="radio"/> チェーン式	<input type="radio"/> スタンド形 <input type="radio"/> ローヘッド形	溶融亜鉛 * めっき鋼板
<input type="radio"/> アルミウムタイプ	<input type="radio"/> 75 <input type="radio"/> 50	<input type="radio"/> 電動式	<input type="radio"/> ハイリフト形 <input type="radio"/> パーチカル形	<input type="radio"/> ステンレス鋼板
<input type="radio"/> ファイバーグラス タイプ				

電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所 図示 (16. 11. 2)

▷ 17. ガラス

- (1) 板ガラス (16. 14. 2)
 7. 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。
 4. ガラスの種類及び厚さは建具表による。
- (2) ガラス留め材 (防火戸以外) (16. 14. 2)

該当	建具の種類	材 種
<input type="radio"/>	アルミニウム製建具	* シーリング材 <input type="radio"/> 建築用ガasket
<input type="radio"/>	鋼製建具	* シーリング材
<input type="radio"/>	ステンレス製建具	* シーリング材
<input type="radio"/>	鋼製軽量建具	* シーリング材
<input type="radio"/>	木製建具	* 押縁
<input type="radio"/>	樹脂製建具	* 建築用ガasket

- (3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (16. 14. 3) (図16. 14. 1)
 * 建具の製造所の仕様による

▷ 18. ガラスブロック積み

- (1) 表面形状 図示 (16. 14. 5)
 呼び寸法 図示
 厚さ 図示
- (2) 壁用金属枠、補強材 (16. 14. 5)
 設ける (形状 図示) 設けない
- (3) 力骨の材質、寸法、形状： (16. 14. 5)
 材質 * ステンレス鋼(SUS304)
 寸法 * 径5.5mm
 形状 * はしご形状複筋及び単筋
- (4) 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 (16. 14. 5)
 材質 ステンレス製 アルミニウム製
 寸法 図示
 形状 図示
- (5) 化粧目地モルタル 色 _____ (16. 14. 5)
- (6) シーリングの種類 * 図示 (16. 14. 5)
- (7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： (16. 14. 5)
 * 図示
- (8) 壁用金属枠
 木下地の場合： _____ mm

● 第18章 塗装工事

項目	特記事項																																												
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量： (18.1.3) * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外																																												
	(2) 防火材料： (18.1.3) * 防火材料の指定は図面による ○																																												
▶ 2. 素地ごしらえ	種別 (18.2.2~18.2.7) (表18.2.1~表18.2.7)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">下地面等</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木部</td> <td>不透明塗装塗りの場合</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td>透明塗りの場合</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄鋼面</td> <td>耐候性塗料塗りの場合 (DP) の場合</td> <td>* B種 ○ A種 ○ C種</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>* C種 ○ A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">亜鉛めっき鋼面</td> <td>○ A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">モルタル面及びせっこうプラスター面</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コンクリート面 (DP) の場合</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">押出成形セメント板面</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード面及びその他ボード面</td> <td>目地：継目処理工法</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td>目地：継目処理工法以外</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> </tbody> </table>			下地面等		種別	木部	不透明塗装塗りの場合	* A種 ○ B種	透明塗りの場合	* B種 ○ A種	鉄鋼面	耐候性塗料塗りの場合 (DP) の場合	* B種 ○ A種 ○ C種	上記以外の場合	* C種 ○ A種 ○ B種	亜鉛めっき鋼面		○ A種 ○ B種	モルタル面及びせっこうプラスター面		* B種 ○ A種	コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面		* B種 ○ A種	コンクリート面 (DP) の場合		* A種 ○ B種	押出成形セメント板面		* B種 ○ A種	せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	* A種 ○ B種	目地：継目処理工法以外	* B種 ○ A種									
下地面等		種別																																											
木部	不透明塗装塗りの場合	* A種 ○ B種																																											
	透明塗りの場合	* B種 ○ A種																																											
鉄鋼面	耐候性塗料塗りの場合 (DP) の場合	* B種 ○ A種 ○ C種																																											
	上記以外の場合	* C種 ○ A種 ○ B種																																											
亜鉛めっき鋼面		○ A種 ○ B種																																											
モルタル面及びせっこうプラスター面		* B種 ○ A種																																											
コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面		* B種 ○ A種																																											
コンクリート面 (DP) の場合		* A種 ○ B種																																											
押出成形セメント板面		* B種 ○ A種																																											
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	* A種 ○ B種																																											
	目地：継目処理工法以外	* B種 ○ A種																																											
▶ 3. 錆止め塗装塗り	種別 (18.3.2) (18.3.3) (表18.3.1~表18.3.4)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">下地面等</th> <th>錆止め塗料の種別</th> <th>工程の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">鉄鋼面</td> <td rowspan="3">見え係り部分</td> <td>SOP</td> <td>A種 * A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">DP</td> <td>1回目C種</td> <td>標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>2,3回目D種</td> <td>表18.3.4</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>* B種 ○ A種</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">見え隠れ部分</td> <td>SOP</td> <td>A種 * B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">DP</td> <td>1回目C種</td> <td>標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>2,3回目D種</td> <td>表18.3.4</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>* B種 ○ A種</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">亜鉛めっき鋼面</td> <td rowspan="3">鋼製建具等</td> <td>SOP</td> <td>* A種 ○ B種 * A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td>DP</td> <td>B種 標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>C種 表18.3.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼製建具以外</td> <td>SOP</td> <td>* B種 ○ A種 * B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td>DP</td> <td>B種 標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>EP-G</td> <td>C種 表18.3.6</td> </tr> </tbody> </table>			下地面等		錆止め塗料の種別	工程の種別	鉄鋼面	見え係り部分	SOP	A種 * A種 ○ B種	DP	1回目C種	標準仕様書	2,3回目D種	表18.3.4	EP-G	* B種 ○ A種	* A種 ○ B種	見え隠れ部分	SOP	A種 * B種 ○ A種	DP	1回目C種	標準仕様書	2,3回目D種	表18.3.4	EP-G	* B種 ○ A種	* B種 ○ A種	亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	* A種 ○ B種 * A種 ○ B種	DP	B種 標準仕様書	EP-G	C種 表18.3.6	鋼製建具以外	SOP	* B種 ○ A種 * B種 ○ A種	DP	B種 標準仕様書	EP-G	C種 表18.3.6
下地面等		錆止め塗料の種別	工程の種別																																										
鉄鋼面	見え係り部分	SOP	A種 * A種 ○ B種																																										
		DP	1回目C種	標準仕様書																																									
			2,3回目D種	表18.3.4																																									
	EP-G	* B種 ○ A種	* A種 ○ B種																																										
	見え隠れ部分	SOP	A種 * B種 ○ A種																																										
		DP	1回目C種	標準仕様書																																									
2,3回目D種			表18.3.4																																										
EP-G	* B種 ○ A種	* B種 ○ A種																																											
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	* A種 ○ B種 * A種 ○ B種																																										
		DP	B種 標準仕様書																																										
		EP-G	C種 表18.3.6																																										
	鋼製建具以外	SOP	* B種 ○ A種 * B種 ○ A種																																										
		DP	B種 標準仕様書																																										
		EP-G	C種 表18.3.6																																										
▶ 4. 塗料	種別 (18.4.1~18.12.2) (表18.4.1~表18.12.1)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">塗装</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)</td> <td>木部屋外</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td>木部屋内</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>標準仕様書 表18.4.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">クリアラッカー塗り (CL)</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り (NAD)</td> <td>* B種 ○ A種</td> </tr> </tbody> </table>			塗装		種別	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	木部屋外	* A種 ○ B種	木部屋内	* B種 ○ A種	鉄鋼面	* B種 ○ A種	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.4.3	クリアラッカー塗り (CL)		* B種 ○ A種	アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り (NAD)		* B種 ○ A種																								
塗装		種別																																											
合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	木部屋外	* A種 ○ B種																																											
	木部屋内	* B種 ○ A種																																											
	鉄鋼面	* B種 ○ A種																																											
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.4.3																																											
クリアラッカー塗り (CL)		* B種 ○ A種																																											
アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り (NAD)		* B種 ○ A種																																											

耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	標準仕様書 表18.7.1
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.7.2
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	○ A種 ○ B種 ○ C種
つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面、モルタル面等	* B種 ○ A種
	木部	標準仕様書 表18.8.2
	屋内の鉄鋼面	* B種 ○ A種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.8.4
合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		* B種 ○ A種
ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		* B種 ○ A種
ステイン塗り	ピグメントステイン塗り	—
	オイルステイン塗り (OS)	—
木材保護塗料塗り (WP)	屋外	* B種 ○ A種
浸透性吸水防止材	弱溶剤形シラン系浸透性吸水防止材 水性アクリルシリコン樹脂クリアー仕上げ 塗り回数：各1回塗 (吸水防止処理、下塗り、上塗り) 塗布量：メーカー仕様による	

塗料の種類等

(表18.5.1)

- ・ クリアラッカー塗り (CL)
種別がA種の場合における、標準仕様書 表18.5.1の工程2
- ・ 塗料の種類 ()
- ・ 耐候性塗料塗り (DP) (表18.7.2)
上塗り塗装の等級 鉄鋼面 () 級
亜鉛めっき鋼面 () 級
- ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) (表18.10.1)
標準仕様書 表8.10.1の工程の着色 ○ 着色する
- ・ オイルステイン塗り (OS) の仕様 (表18.11.2)
* 図示による ○

● 第19章 内装工事

項目	特記事項			
▷ 1. ビニル床シート張り	ビニル床シート (JIS A 5705) (19.2.2)			
施工部位	種類	色柄	厚さ (mm)	工法
	* FS	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	○ フレーン	○	* 熱溶接
	○	○ マーブル	* 2.0	○ 突付け
	○	○ フレーン	○	* 熱溶接
▷ 2. ビニル床タイル張り	ビニル床タイル (JIS A 5705) (19.2.2)			
施工部位	種類	色柄	寸法	厚さ (mm)
	* KT	○ マーブル		○ 2.5
	○	○ フレーン		* 2.0
	* KT	○ マーブル		○ 2.5
	○	○ フレーン		* 2.0

▷ 3. 特殊機能床材	(1) 帯電防止床シート、帯電防止床タイル (19.2.2)		
施工部位	種類	性能	厚さ等 (mm)
	帯電防止床シート	体積抵抗値 () Ω 以下	
	帯電防止床タイル		

(2) 視覚障害者用床タイル (19.2.2)

区分	施工部位	種類	寸法 (mm)
屋外		<input type="radio"/> 塩化ビニル系	<input type="radio"/> 300×300
		<input type="radio"/> レジンコンクリート系	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/> 磁器質タイル	
屋内		<input type="radio"/> 塩化ビニル系	<input type="radio"/> 300×300
		<input type="radio"/> 磁器質タイル	<input type="radio"/>

※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(3) 耐動荷重性床シート (19.2.2)

施工部位	種類	厚さ (mm)	備考

(4) 防滑性床シート、防滑性床タイル (19.2.2)

施工部位	種類	厚さ (mm)

(5) ビニル幅木 : (19.2.2)

厚さ (mm) * 1.5以上 _____
 高さ (mm) * 60 _____

(6) ゴム床タイル : (19.2.2)

種類 _____ 色柄 _____
 厚さ (mm) _____ 寸法 _____

(7) 接着剤 : (19.2.2) (表19.2.1)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ 規制対象外
 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の
 接着剤の種別と施工箇所

種別 _____
 施工箇所 _____

(8) ゴム床タイル用接着剤 : (19.2.2) (表9.2.2)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ 規制対象外
 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の
 接着剤の種別と施工箇所

種別 _____
 施工箇所 _____

▷ 4. 工法 (1) 標準仕様書19.2.3以外の下地工法 (19.2.3)

図示

▷ 5. カーペット敷き (1) 織じゅうたん (19.3.2) (表19.3.1) (表19.3.2)

該当	種別	織り方	パイルの形状	帯電性
<input type="radio"/>	<input type="radio"/> A種 <input type="radio"/> B種 * <input type="radio"/> C種	<input type="radio"/> ウィルトン <input type="radio"/> タブルフェース <input type="radio"/> アキスインスター	<input type="radio"/> ループ <input type="radio"/> カット <input type="radio"/> 併用	<input type="radio"/> 適用する (性能 : * 人体帯電圧3kv 以下 <input type="radio"/> 適用しない

(2) タフテッドカーペット (19.3.2) (表19.3.2)

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工法
<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ループ <input type="radio"/> カット <input type="radio"/> 併用		<input type="radio"/> 適用する (性能 : * 人体耐電圧3kV 以下 <input type="radio"/> 適用しない	<input type="radio"/> グリッパ * 全面接着

(3) タイルカーペット (19.3.2) (表19.3.2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	* 第一種	* ループ	* 500mm角	* 6.5mm
	○ 第二種	○ カット	○	○
		○ 併用		

(4) 下敷き材： * 第2種2号 ○ _____ (19.3.2)

* 呼び厚さ8mm ○ _____

(5) 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状：図示 (19.3.2)

(6) 接着剤： (19.3.2)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(7) 織りじゅうたんの接合方法 (19.3.3)

* ヒートボンド工法 ○ _____

(8) タイルカーペット全面接着工法の敷き方： (19.3.3)

平場 * 市松敷き ○ 模様流し ○ _____

階段部分 * 模様流し ○ 市松敷き ○ _____

6. 合成樹脂塗床

(1) 厚膜型塗床材(弾性ウレタン樹脂系塗床材) (19.4.3) (表19.4.4)

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ
	* 水系	* 平滑	
	○ 無溶剤系	○ 防滑	
	○ 溶剤系	○ つや消し	
	* 水系	* 平滑	
	○ 無溶剤系	○ 防滑	
	○ 溶剤系	○ つや消	

(2) ホルムアルデヒド放散量： (19.4.2)

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(3) 厚膜型塗床材(エポキシ樹脂系塗床材) (19.4.3) (表19.4.5~7)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
内部 床	* 水系	○ 薄膜流しのべ	● 平滑	メーカー仕様による
	● 無溶剤系	● 厚膜流しのべ	● 防滑	
	○ 溶剤系	○ 樹脂モルタル		
	* 水系	○ 薄膜流しのべ	○ 平滑	
	○ 無溶剤系	○ 厚膜流しのべ	○ 防滑	
	○ 溶剤系	○ 樹脂モルタル		

(4) ホルムアルデヒド放散量： (19.4.2)

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(5) 薄膜型塗床材(エポキシ樹脂塗床材) (19.4.3) (表19.4.8)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
			* 平滑	

(6) 薄膜型塗床材のホルムアルデヒド放散量： (19.4.2)

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

7. フローリング張り

(1) ○ 適用しない (19.5.5)

○ 適用する

○ フローリングボード(直張用) (表19.5.5)

樹種： * なら ○ _____

○ 複合フローリング(直張用) (表19.5.6)

種別： ○ A種 ○ B種 ○ C種

樹種： * なら ○ さくら ○ ひのき、まつ

○ フローリングブロック

樹種： _____

厚さ： _____

幅： _____

長さ： _____

(2) フローリング裏面の不陸緩和材 (19.5.5)

* 合成樹脂発泡シート

○

(3) 特殊フローリング

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋内体育館アリーナ床(JIS A 6519)	* なら ○	
○ 柔剣道場の床(JIS A 6519)	* なら ○	

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (19.5.2)

* F☆☆☆☆・接着剤等不使用 ○

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材： (19.5.5)

* 合成樹脂発泡シート ○

フローリングブロック

樹種	厚さ	大きさ	適用

▷ 8. 畳敷き

(1) 普通畳の種別 (19.6.2) (表19.6.1)

○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種

D種の場合の畳床 ○ KT-I ○ KT-II * KT-III

○ KT-K ○ KT-N

(2) 柔道畳

畳床は、JIS A 5901 (畳床) の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地 (裏地ビニロン使用) とする。

▷ 9. せっこうボード及びその他のボード及び合板張り

(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ等

* 図示 ○

7. ホルムアルデヒド放散量：

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(2) せっこうボードの目地工法： * 突付け工法 (19.7.3)

○ 継目処理工法

○ 目透し工法

▷ 10. 合板張り

(1) 普通合板は、「合板の日本農林規格」の規格品で、板面の品質は1・2等込みとし、難燃合板及び特殊合板は、それぞれ「難燃合板の日本農林規格」及び「特殊合板の日本農林規格」の規格品とする。

(2) 19.7.2(1)にかかわらず、防火材料の認定品の使用は指定のあったときとする。

(3) 下地の種類：図示 (19.7.3)

(4) 普通合板の種類等 (19.7.2)

表板の樹種	板面の品質	処理	厚さ (mm)
生地、透明塗料塗り * ラワン程度 ○ 不透明塗料塗り * しな程度 ○	○	○ 防虫処理	○

(5) 天然木化粧合板の規格 (19.7.2)

化粧板の樹種	処理	厚さ (mm)
○	○ 防虫処理	○

(6) 特殊加工化粧合板の規格 (19.7.2)

化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ (mm)
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等	○	○ 防虫処理	○

▷ 11. 壁紙張り

- (7) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量： (19.7.2)
 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外
- (8) 合板の張付けの種別： * B種 ○ A種 (表19.7.3)
- (1) 材料 (19.8.2)
- ア. 壁紙の施工部位・種類・防火性能
 * 図示
- イ. 壁紙のホルムアルデヒド放散量 (19.8.2)
 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外
- ウ. 素地ごしらえの種別 (19.8.3)
 モルタル・せっこうプラスター面 * B種 ○ A種
 コンクリート・ALC面 * B種 ○ A種
 せっこうボード面 * B種 ○ A種

▶ 12. 断熱・防露

- (1) 共通事項 ノンフロン仕様とする。 (19.9.2)
- (2) 硬質ウレタンフォーム保温板他

施工部位	材 料 の 種 別	材料の類別及び品質
基礎断熱 土間下敷込	* (JIS A 9521) ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (EPS)	* 1号
	● (JIS A 9521) 押出法ポリスチレンフォーム保温板 (XPS)	● 3種 b (表皮付き)
	○	○
屋根外断熱	* (JIS A 9521) 押出法ポリスチレンフォーム保温板 (XPS) ○	* 3種 b (表皮付き)
外壁・天井	* (JIS A 9521) ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (EPS)	* 1号
	○ (JIS A 9521) 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (XPS)	○
	○ (JIS A 9521) 硬質ウレタンフォーム断熱材 (PUF)	○ 種 号
	○ (JIS A 9521) フェノールフォーム断熱材 (PF)	
断熱複合パ ^レ ル	● フライッシュGPパ ^レ ル 同等品以上	● 断熱材t50+空気層 t10+外装材t10

☆ フェノールフォーム断熱材及び張付用断熱材の接着剤
 ホルムアルデヒド放散量： * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

※ 施工部位及び部位毎の厚さについては図面による。図面特記がない場合の各部位の厚さは、押出法ポリスチレンフォーム保温板2種bで下表の数値以上とし、他のものは、これと同等以上の断熱効果（熱伝導率0.034以下）を有する厚さとする。

地 区	道南・道央	道北・道東	施 工 範 囲
外気に接する床	* 50 ○	* 50 ○	
外気に接しない床	* 30 ○	* 30 ○	
外 壁 面	* 30 ○	* 40 ○	
最上階スラブ下端	* 40 ○	* 50 ○	

- (3) 吹付硬質ウレタンフォーム
7. 外壁面の開口周辺部には、開口部枠材と外壁面保温板の隙間にウレタンフォームを吹付け、その厚さは、外壁面保温板と同等以上の断熱性能を有するものとする。
- イ. 外壁面のフォームタイの露出部分には、結露防止のためウレタンフォームを吹付ける。
- ウ. 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目にコンクリート「のろ」が流出したり、隙間が生じた場合は、Vカットのうえ発泡ウレタン処理をする。
- (4) グラスウール断熱材は、JIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とする。
密度 * 高性能16Kg/m³ ○ _____ Kg/m³
- (5) ロックウール保温材は、JIS A 9504（ロックウール保温材）またはJIS A9521（建築用断熱材）の規格品とし、密度は、保温板80Kg/m³フェルト及びマット 40Kg/m³とする。
- (6) ブローイング工法は、JIS A 9523（吹込み用グラスウール断熱材）JIS A 9524（吹込み用ロックウール断熱材）又は JIS A 9525（吹込み用セルローズファイバー断熱材）による。

● 第20章 ユニット及びその他工事

項 目	特 記 事 項						
▷ 1. フリーアクセス707	(1) 仕様 (20. 2. 2)						
	施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
		○ 500×500		○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値(クラス1) ○ U値(クラス2)	○ R _≧ 1×10Ω6 ○
		○ 500×500		○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値(クラス1) ○ U値(クラス2)	○ R _≧ 1×10Ω6 ○
	(2) 性能 (20. 2. 2) * 標準仕様書20. 2. 2による ○ 図示						
	(3) 寸法精度 (20. 2. 2) * 標準仕様書20. 2. 2による ○ 図示						
▷ 2. 可動間仕切	(1) 仕様 (20. 2. 3)						
	構造形式	表面材質	パネル表面仕上げ	遮音性能	不燃材料の認定		
	○ スタッド式（内蔵） ○ スタッド式（露出） ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	○ 鋼板	○ マリン樹脂塗料又は アクリル樹脂塗料焼付 ○	○ 0 ○ 12 ○ 20 ○ 28 ○ 36	○ あり ○ なし		
	(2) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外						
	(3) パネル内に取り付ける建具 (20. 2. 3) ○ あり（図示） ○ なし						

3. 移動間仕切 (1) 仕様 (20.2.4)

走行方法	操作方法	パネル圧接装置	遮音性	表面仕上げ
○ 平行方向 ○ 二方向	○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ○ ハンドル回転式	○ 一般タイプ (36db未満) ○ 遮音タイプ (36db以上)	○ 焼付塗装

(20.2.4)

- (2) 取付部品・ハンガーレール・ランナーの取付け下地の補強：
* 取付全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。

○ _____ (20.2.4)

あと施工アンカー類を使用する場合の材質、寸法等

* 図示 ○ _____ (20.2.5)

4. トイレブース

- (1) 表面材 ○ メラミン樹脂系 ○ ポリエステル樹脂系

- (2) 脚部

形状 * 幅木タイプ ○ _____

材質 * ステンレス製 ○ _____

- (3) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

5. 手すり

- (1) 材種 ● ステンレス製SUS304 (20.2.6)

○ アルミニウム合金製

● 鋼製

- (2) 仕上げ ● No. 2B、溶融亜鉛めっき処理

6. 階段滑り止め

- (1) 材種 * ステンレス製 (20.2.7)

- (2) 取付け工法 ○ 埋込み工法 * 接着工法

- (3) 巾 ○ 30mm ○ 35mm ○ 40mm

(外部) _____

(内部) * ステンレス製及び黄銅製のものはビニル材入りとする。

7. 黒板及びホワイトボード

- (1) 黒板

区分	種類	色	形式
* 焼付け	○ 鋼製黒板	* 緑	○ 平面
○	○ ほうろう黒板	○	○ 曲面

※アルミニウム枠、フック溝、フック入れ、フック粉入れ付き

標準仕様書20.2.9によるほか、優良道産品認定品も可とする。

- (2) ホワイトボード

区分	種類	色	形式
*	* ほうろう	* 白	○ 平面
○		○	○ 曲面

標準仕様書20.2.9によるほか、優良道産品認定品も可とする。

8. 鏡

- (1) 施工箇所 * 図示 ○ _____ (20.2.10)

- (2) 厚さ * 5mm ○ _____

9. 表示

(20.2.11)

- (1) ○ 衝突防止表示 (* 図示 ○ _____)

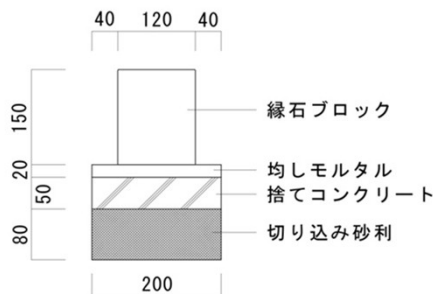
- (2) ○ 法令に基づく表示 (* 図示 ○ _____)

- (3) ○ 室名札 (* 図示 ○ _____)

- (4) ○ ピクトグラフ (* 図示 ○ _____)

- (5) ○ 案内板 (* 図示 ○ _____)

- ▷ 10. タラップ (1) 材料の種類及び仕上げ (20. 2. 12)
 * ステンレス製SUS304 (* 研磨等不要 ○ 研磨等)
 ○ アルミニウム合金製 (* 研磨等不要 ○ 研磨等)
 ○ 鋼製 (* 研磨等不要 ○ 研磨等)
- ▷ 11. 煙突ライニング (1) ○ 煙突用成型ライニング材 (20. 2. 13)
 適用安全使用温度 : ○ °C
 (2) 工法 ()
- ▷ 12. ブラインド (1) ブラインドの形式 ○ 横形 ○ 縦形 (20. 2. 14)
 (2) 種類及び開閉方式等 * 図示
- ▷ 13. ロールスクリーン (1) 操作方法 ○ スプリング式 (20. 2. 15)
 ○ コード式 (チェーン式) ○ 電動式
 (2) 幅及び高さ * 図示
 (3) 防炎性能等の材質や品質等 * 図示
 (4) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料
 * 製造所の仕様による ○
- ▷ 14. カーテン及びカーテンレール (1) カーテンのシングル・ダブルの別、引き分け等の形式、 (20. 2. 16)
 開閉操作方式 : 図示による
 (2) カーテン用生地等 * 図示
 (3) カーテンレール (20. 2. 16)
 * アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
- ▷ 15. 肢体不自由者用手すり (既製) (1) 材種 * ステンレス製 ○
- ▷ 16. 建物周囲砂利敷き及び軒下縁石 (2) 表面仕上 * 塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂 ○ H L 仕上
 (1) 建物周囲の砂利敷きはB種とする。
 (2) 軒下縁石の寸法及び断面は設計図面による。図面特記がなければ、コンクリートブロックの寸法120×150×600mmとし、基礎断面は下図による。
 (21. 3. 1)



▷ 17. 点検口

施工部位	種	寸法 (mm)	鍵
天井	○ アルミニウム製	○ 450×450	○ あり
	○ 木製	○ 600×600	○ なし
床下	○ アルミニウム製	○ 450×450	○ あり
	○ 木製	○ 600×600	○ なし
	○	○ 450×450	○ あり
		○ 600×600	○ なし

※ 床下点検口は裏面ウレタン発泡とする。

- ▷ 18. 屋上緑化 (1) 植栽基盤 : (23. 5. 2)
 ○ 屋上緑化システム ○ 屋上緑化軽量システム
 (2) その他必要な事項は、図面による。図面に指示が無い場合は、システム製作所の仕様による。
- ▷ 19. 棟番号 図面図示の箇所に (* 設置 ○ 記入)
- ▷ 20. 換気口 室内 * プラスチック製 寸法φ150
 床下 * 鋳鉄製 寸法160×375
 ○ 樹脂製
- ▷ 21. 連絡板 B L 規格品 ○ 6戸用 ○ 戸用

● 工 事 概 要

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 電気工作物の種類	○ 一般用電気工作物 ● 事業用電気工作物(自家用電気工作物)
▶ 2. 工事種目 【一般建物】	

名 称	新 営	改 修	施工の範囲			備 考
電灯設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	● 器具付	
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
電熱設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
雷保護設備	○ 一式	○ 一式				
受変電設備	○ 一式	○ 一式				
電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式				
発電設備	○ 一式	○ 一式				
構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
映像音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
中央監視制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
防犯入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	

【道営住宅】

名 称	新 営	改 修	施工の範囲			備 考
電 灯 ・ コ ン セ ン ト 設 備 (住 戸 内)	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
幹線設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
雷保護設備	○ 一式	○ 一式				
受変電設備	○ 一式	○ 一式				
共用電灯設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
電話配管配線設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
呼出設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内配電線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
緊急通報設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
電波障害防除設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	

▶ 3. 設備概要

本工事対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。
 なお、改修工事にあつては改修工事後の設備概要を示し、本工事の対象となつていない設備については記載していない。

引込（電力）	<input type="radio"/> 架空	<input type="radio"/> 地中
引込（通信）	<input type="radio"/> 架空	<input type="radio"/> 地中
受電方式	<input type="radio"/> 低圧受電（	<input type="radio"/> 電灯 <input type="radio"/> 動力）
	<input type="radio"/> 高圧受電	_____ K V
受電設備	<input type="radio"/> 非常電源専用受電設備	
	<input type="radio"/> 屋内	<input type="radio"/> 屋外
	<input type="radio"/> キュービクル式	<input type="radio"/> 高圧スイッチギア
変圧器	単相 計	_____ K V A
	三相 計	_____ K V A
自家発電装置	種別	<input type="radio"/> ディーゼル機関
		<input type="radio"/> ガス機関
		<input type="radio"/> ガスタービン機関
	発電機出力	_____ K V A
	燃料	<input type="radio"/> 軽油 <input type="radio"/> A重油
		<input type="radio"/> 灯油 <input type="radio"/> ガス
その他発電装置	<input type="radio"/> 燃料電池発電装置	
	<input type="radio"/> 太陽光発電装置	
	<input type="radio"/> 風力発電装置	
直流電源装置	<input type="radio"/> 鉛蓄電池	<input type="radio"/> C S 形
		<input type="radio"/> P S 形
		<input type="radio"/> M S E 形
		<input type="radio"/> 長寿命 M S E 形
		<input type="radio"/> H S E 形
	<input type="radio"/> アルカリ蓄電池	<input type="radio"/> ポケット式
		<input type="radio"/> 焼結式
		<input type="radio"/> 焼結式シール形
直流電源装置の用途	<input type="radio"/> 受変電機器制御電源	<input type="radio"/> 非常用照明
UPS 装置	<input type="radio"/> 常時インバータ給電方式簡易形	
	<input type="radio"/> 常時インバータ給電方式	
	<input type="radio"/> ラインインタラクティブ方式	
	<input type="radio"/> 常時商用給電方式	
UPS 装置の用途	(_____)	
照明制御装置	<input type="radio"/> 人感センサ	
	<input type="radio"/> 明るさセンサ	<input type="radio"/> タイマ
	<input checked="" type="radio"/> その他	(_____)
幹線設備	電灯	<input checked="" type="radio"/> 単相3線式 200 / 100 V 50 Hz
	動力	<input type="radio"/> 三相3線式 200 V 50 Hz

電熱設備	ロードヒーティング	<input type="radio"/> 単相100V
		<input type="radio"/> 単相200V
		<input type="radio"/> 三相200V
	フロアヒーティング	<input type="radio"/> 単相100V
		<input type="radio"/> 単相200V
		<input type="radio"/> 三相200V
雷保護設備	受雷部	<input type="radio"/> 突針
		<input type="radio"/> 水平導体又はメッシュ導体
	引き下げ導線システム	<input type="radio"/> 引下げ導線
		<input type="radio"/> 構造体利用引下げ導線
構内情報通信網設備		
	インタフェース	<input type="radio"/> 100BASE-TX <input type="radio"/> 1000BASE-T
		<input type="radio"/> その他 (_____)
機器	<input type="radio"/> L2スイッチ	<input type="radio"/> L3スイッチ
	<input type="radio"/> ルーター	<input type="radio"/> メディアコンバーター
	<input type="radio"/> その他 (_____)	
構内交換設備		
	回線種別	<input type="radio"/> アナログ <input type="radio"/> INS
		<input type="radio"/> 専用線 <input type="radio"/> 光
	交換装置	<input type="radio"/> PBX <input type="radio"/> IP-PBX
		<input type="radio"/> VoIPサーバー <input type="radio"/> クラウド
	実装数/容量数	局線数 _____ / _____
		内線数 _____ / _____
	電話機	<input type="radio"/> 一般形 <input type="radio"/> 多機能形
		<input type="radio"/> 停電用 <input type="radio"/> IP電話機
		<input type="radio"/> IP電話機(PoE給電)
情報表示設備		
	<input type="radio"/> マルチサイン装置	
	<input type="radio"/> 出退表示装置	
	<input type="radio"/> 時計表示装置	出力回線数 _____ 回線
映像音響設備		
	<input type="radio"/> 有り	<input type="radio"/> 無し
拡声設備		
	<input type="radio"/> Hi形増幅器	増幅器容量 _____ W
	<input type="radio"/> 一般放送用	<input type="radio"/> 非常放送用
	<input type="radio"/> 遠隔操作器	_____ 箇所
誘導支援設備		
	<input type="radio"/> 音声誘導装置	<input type="radio"/> インターホン
	その他機器	<input type="radio"/> テレビインターホン
		<input type="radio"/> 外部受付用インターホン
		<input type="radio"/> トイレ等呼出装置
		<input type="radio"/> 受付呼出装置
テレビ共同受信設備		
	アンテナ	<input type="radio"/> UHF
		<input type="radio"/> BS・110°CS
		<input type="radio"/> CS

火災報知設備

(1) 自動火災報知設備

受信機 _____ 形 _____ 級 _____ 回線

- 単独盤 複合盤
 壁掛形 自立形

副受信機 _____ 台 _____ 回線

- 自動試験機能 遠隔試験機能
 G P 型 3 級受信機 (住戸内)

発信機 _____ 形 _____ 級 組込形 露出形

警報ベル 露出形 組込形

総合盤 単独 (露出 埋込)
 消火栓箱組込形 (消火栓箱は別途工事)

(2) 自動閉鎖設備

自動閉鎖装置連動制御器 単独盤 複合盤

(3) 非常警報設備

- 一体型 複合型
 その他 (非常ベル 表示灯 起動装置)

(4) ガス漏れ警報設備

電気設備工事で設置 機械設備工事で設置

施工の範囲 配管 配線
 基台 (警報機は別途)
 器具付け

基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。

ガス種別 L P G 都市ガス

中央監視装置 警報盤
 簡易型監視制御装置
 監視制御装置

防犯入退室管理設備 センサ マグネットスイッチ
 バイブレーションスイッチ
 パッシブセンサ
 制御部 キースイッチ
 暗証番号入力装置
 磁気カード
 I C カード
 機器類は施設管理者リース品である。

外灯設備 架空 地中

ポール種別

- 鋼製塗装 アルミ 溶融亜鉛メッキ塗装
 埋込式 ベースプレート式

ランプ L E D
 その他 (_____)

点滅方式

- 自動式 (自動点滅器 タイマ)
 手動式

電波障害防除設備

施工方法 架空配線式 地中配線式

アンテナ対策 C A T V

受信点 当該施設のテレビアンテナより分岐
 新設
 既設電波障害防除施設より分岐

▷ 15. 概数等発注

- (1) 次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。
 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること
7. 工事数量総括表細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目
4. 次の項目
- ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
 - ・ _____
- (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。
- (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に工事監督員と協議すること。
 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。
- (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

▶ 16. 耐震措置

- (1) 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）及び「道有施設（建築物）の総合耐震計画及び同解説」に基づき、耐震施工を行う。（100kgを超える機器については、計算書を提出すること）

● 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ○ 乙類

① 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び 地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

▶ 25. 位置ボックス	図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。 ○ 気密処理を行う。
▶ 26. 配線器具用プレート	図中に特記がない場合は下記による。 住戸内 ○ 合成樹脂製 その他 ● アルミ合金製 ○ 合成樹脂製 ○ ステンレス製 ○ ネジ止め
▷ 27. フロアプレート	床ボックスに取付のもの（二重床を除く）は水平高低調整形プレートを用いる。
▶ 28. つりボルト	床下ピット等の湿気のある場所に使用するつりボルトは亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▷ 29. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所で使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▷ 30. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。
▷ 31. 結露防止	(1) 断熱材は可能な限り欠損させないこと。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。 (2) 断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。
▷ 32. 呼び線	長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。
▷ 33. はつり工事	はつり作業を行う場合は、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行う。 なお、埋設物の調査は下記による ○ 放射線透過検査 ○ 左記以外の電磁波検査など

● 電力設備工事

項目	特記事項
▷ 1. フロアコンセント	床： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ 上下可動形 ○ ハイテンションアウトレット 床（OAフロア）： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ハーネス式 材質： ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂 床（ステージ）： ○ プラグ収納形（アルミ合金鋳物プレート製）
▶ 2. タンブラスイッチ	○ 大角形連用 (○ 住戸内 ● 共用部 ○) ○ ワイドハンドル形 (○ 住戸内 ○ 共用部 ○) 道営住宅階段用は位置表示灯付きとする。
▶ 3. コンセント	特殊コンセントは表示及びプラグ付きとする。 ● 大角形連用 (○ 住戸内 ● 共用部 ○) ○ ワイド形 (○ 住戸内 ○) ○ 単一形 (○ 住戸内 ○ 共用部 ○)
▷ 4. 住戸内分電盤 【道営住宅】	住戸内の分電盤は、樹脂製でリミッタースペース付きとし、主幹ブレーカーは中性線欠相保護機能付漏電遮断器とする。

<p>▷ 5. インバータ装置の規約効率</p>	<p>三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、原則として下表の数値以上とする。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>85.0</td> <td>87.0</td> <td>88.5</td> <td>89.5</td> <td>90.0</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> </tr> </table>		0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0
	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5										
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0										
<p>▷ 6. 雷保護設備適用規格</p>	<table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>91.5</td> <td>92.0</td> <td>92.5</td> <td>93.0</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> </table> <p>・電動機の供給電圧は200V又は400V ・インバータ効率は100%負荷時の効率</p>	電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45	インバータ効率(%)	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5
電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45										
インバータ効率(%)	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5										
<p>▷ 7. 幹線 【道営住宅】</p>	<p>○ JIS A 4201:2003 保護レベル ○ I ○ II ○ III ○ IV ○ JIS A 4201:1992</p>																
<p>▷ 8. 接地極</p>	<p>○ プレハブケーブル ○ EM-CETケーブル ○ IE A種・B種・C種接地は銅板(900×900×1.5t)とし、それ以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。</p> <p>(2) 接地極上端の埋設深さは、凍結深度以上とする。ただし、凍結深度0.75m未満の場合は、埋設深さを0.75mとする。</p>																
<p>▷ 9. 接地極埋設標</p>	<p>形状は、140H×90W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とし、設置者名は「北海道」とする。 材質はステンレス製とする。</p>																
<p>▷ 10. 分電盤等の予備配管</p>	<p>予備の配線用遮断器が4個以下の場合は、(PF22)相当を1本以上、5個以上の場合は、(PF22)相当を2本以上を二重天井内まで立ち上げるものとする。ただし、シャフト内は適用しない。</p>																
<p>▶ 11. 電動機等への接続</p>	<p>別途工事の電動機等への配線接続は本工事とする。</p>																
<p>▷ 12. 住戸内の屋内配管及びボックス</p>	<p>○ 内装プレハブ (該当箇所の配管及びボックスについて、専門業者と協議すること。) ○ 内装在来工法</p>																
<p>▶ 13. 一般照明の照度測定</p>	<p>JIS C 7612「照度測定方法」に準拠し、照度測定を行うこととし、測定箇所については、監督員と協議の上決定すること。</p>																

○ 発電設備工事

項目	特記事項
▷ 1. 主燃料槽	「危険物規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したものとする。
▷ 2. 防油堤	○ 本工事 ○ 別途工事

○ 通信・情報設備工事

項目	特記事項
▷ 1. 情報用アウトレット	壁： ○ モジュラジャック 床： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ その他 床(○Aフロア)： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 材質： ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂

<p>▷ 2. 電話用アウトレット</p>	<p>壁： ○ モジュラジャック ○ 6極2芯コンデンサー付き ○ 6極4芯コンデンサー付き ○ ノズルプレート</p> <p>床： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ローテーションアウトレット(亀甲形)</p> <p>床(○Aフロア)： ○ アップ形 ○ プラグ収納形</p> <p>材質： ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂</p>
<p>▷ 3. 電波障害防除設備工事の留意事項等</p>	<p>(1) 必要な官庁関係手続きは全て実施する。 (2) 施工にあたっては第三者災害に注意し、作業範囲の安全対策を実施する。 (3) 対策前後のテレビ受信状況写真を提出する。 (4) 工事期間中の電気料金及び電柱借用料金その他は、本工事にて負担する。</p>

○ 映像・音響設備工事

項 目	特 記 事 項
<p>▷ 1. 映像信号伝送用ケーブル</p>	<p>○ HDMIケーブル ○ HDBaseTアライアンス推奨ケーブル</p>

**○ 構内配電線路設備
構内通信線路設備**

項 目	特 記 事 項
<p>▷ 1. 標識シート</p>	<p>(1) シートは、繊維補強付樹脂シートとし、2倍以上重ね合わせ、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別(通信線路は用途)を表示する。</p>
<p>▷ 2. ケーブル標識</p>	<p>(2) 埋設シートを設ける範囲は次による。 ○ 高圧又は特別高圧 ○ 低圧 ○ 通信線路 高圧用・低圧用； コンクリート製(80角×300)の頂部に矢印(赤)を刻印したもの。 通信用； コンクリート製(80角×300)の頂部に矢印(黄)を刻印したもの。 鉄製(舗装面用)；25φ</p>
<p>▷ 3. 高圧柱上機器仕様</p>	<p style="text-align: center;">_____KV _____A</p> <p>○ 重耐塩形 ○ 過電流ロック付 ○ 地絡保護装置付 ○ 密閉形 ○ 耐塩形</p>
<p>▷ 4. 高圧ケーブルの屋外端末処理仕様</p>	
<p>▷ 5. 端末処理者銘板</p>	<p>屋内外とも、高圧ケーブルの端末処理者銘板を取り付けること。</p>
<p>▷ 6. ハンドホール</p>	<p>ハンドホールにケーブル支持金物(亜鉛メッキ軽量形鋼同等品)を2本以上取り付け、接地する。(低圧を除く)</p>
<p>▷ 7. ケーブル保護管</p>	<p>内外面溶融亜鉛めっき厚鋼電線管とする。(土中は防食テープ巻き)</p>
<p>▷ 8. 外灯遮断方式</p>	<p>外灯ポール内には配線用遮断器(防水仕様)を設置する。</p>
<p>▷ 9. 外灯金属部の接地</p>	<p>ポールごとに接地極を設置する。</p>

<p>▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等</p>	<p>(1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3) * 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ○ _____</p> <p>(2) 除去した石綿含有吹付材等の飛散防止措置及び梱包 (9.1.1 9.1.3) ① 飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化 ② 梱包 * 密封処理(二重袋梱包) ○ _____</p> <p>(3) 除去した石綿含有吹付材等の処分方法 (9.1.3) ○ 埋め立て処分 * 管理型最終処分場 場所: _____ ○ _____ 場所: _____ ○ 中間処理 * 無害化処理施設 場所: _____ ○ _____ 場所: _____</p>
<p>▷ 4. 石綿含有保温材等の除去</p>	<p>(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4) 種類: _____ 除去方法 ○ 切断又は破碎 ○ 手ばらし ○ 本体搬出 作業場の隔離 * 行う ○ 行わない (9.1.4) 種類: _____ 除去方法 ○ 切断又は破碎 ○ 手ばらし ○ 本体搬出 作業場の隔離 * 行う ○ 行わない (9.1.4)</p>
<p>▷ 5. 石綿含有成形板等の除去</p>	<p>(1) 石綿含有成形板の種類 (9.1.5) 種類 _____ 種類 _____</p> <p>(2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5) ○ 埋め立て処分 * 安定型最終処分場 場所 _____</p> <p>(3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5) ○ 埋め立て処分 * 安定型最終処分場 場所 _____ ○ _____ 場所 _____ ○ 中間処理 * 無害化処理施設 場所 _____ ○ _____ 場所 _____</p>

● 機器取り付け高さ

項 目 特 記 事 項

▶ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。

【一般建物】

	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
共電 通 力	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800
電 灯	分電盤	〃	1,500 (上端1,900以下)
	スイッチ	〃	1,150
	コンセント (一般)	〃	500
	〃 (和室)	〃	200
	〃 (台上)	台上～中心	150
	〃 (土間)	床上～中心	800～1,300
	ブラケット (一般)	〃	2,100～2,500
	〃 (踊場)	〃	2,500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	開閉器箱	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
電 話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～中心	2,000
	壁付位置ボックス	〃	500
	〃 (和室)	〃	200
	壁付インターホン	〃	1,150
	壁付位置ボックス	〃	1,150
〃 (和室)	〃	200	
時 計 拡 声	壁掛形親時計	〃	1,500 (上端1,900以下)
	子時計	〃	2,300
	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	アッテネーター	〃	1,150
表 示	表示盤	〃	2,300
	壁付発信器	〃	1,150
	ベル・ブザー・チャイム	〃	2,300
	壁付ボタン	〃	1,150
	多目的便所呼出ボタン	〃	1,000
共 同 レ ビ 受 信 テ	分配器箱	床上～上端	1,900
	テレビアウトレット	床上～中心	500
	〃 (和室)	〃	200
	収容箱	床上～上端	1,900
火 災 報 知	受信機・副受信機	床上～中心	1,500
	総合盤	〃	1,300
	発信機	〃	1,300
	電鈴	〃	2,300

【道営住宅】

	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
電 灯	分電盤(共用等)	床上～中心	1,500～2,100
	分電盤(住戸用一般)	"	1,650
	分電盤(住戸用 車いす対応)	"	1,200
	スイッチ	"	1,000
	コンセント(一般)	"	400
	"(和室)	"	300
	"(台上)	台上～中心	150
	"(冷蔵庫用)	床上～中心	1,800
	"(給湯器・洗面台用)	"	1,300
	ブラケット(一般)	"	2,100～2,500
"(踊場)	"	2,500	
電 話	壁付位置ボックス	床上～中心	400
	"(和室)	"	300
表 示	壁付発信器	"	1,000
	ベル・ブザー・チャイム	"	1,900～2,300
	多目的便所呼出ボタン	"	1,000
イ ン ホ ン ー	壁付インターホン	"	1,000
	壁付位置ボックス	"	1,000
共 同 レ ビ 受 信 テ	テレビアウトレット	"	400
	"(和室)	"	300
火 災 報 知	受信機	床上～操作部	800～1,500



工事概要

項目	特記事項			
▶ 1. 工事種目	名称	新設	改修	摘要
	空気調和設備工事	○ 一式	○ 一式	
	暖房設備工事	● 一式	○ 一式	電気パネルヒーター
	冷房設備工事	○ 一式	○ 一式	
	換気設備工事	● 一式	○ 一式	壁換気扇
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外給水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋内給水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋外排水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋内排水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
	衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式	
	消火設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	

※ 種目は●印を付したものを適用する
 ※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう
 ※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう
 ※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう

● 機械設備共通事項

項 目		特 記 事 項												
▶ 1. 配管 1) 配管材料														
管 種	施 工 区 分													
	冷温水	冷却水	蒸気	温水	給油	冷媒	給水	給湯	排水	通気	消火	ガス	雨水	
<input type="radio"/> 配管用炭素鋼鋼管(白)														
<input type="radio"/> " (黒)														
<input type="radio"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)														
<input type="radio"/> 塩ビライニング鋼管(VA)														
<input type="radio"/> " (VB)														
<input type="radio"/> 排水用塩ビライニング鋼管														
<input type="radio"/> 耐熱性塩ビライニング鋼管														
<input type="radio"/> 外面被覆鋼管														
<input type="radio"/> ナイロンコーティング鋼管														
<input checked="" type="radio"/> ステンレス鋼管							●							
<input type="radio"/> 銅管(M)														
<input type="radio"/> 保温付被覆鋼管														
<input type="radio"/> 被覆鋼管														
<input checked="" type="radio"/> ビニル管(VP)									●					
<input type="radio"/> " (VU)														
<input type="radio"/> 樹脂管														
<input type="radio"/> 耐火二層管														
<input checked="" type="radio"/> ポリエチレン管							●							
<input type="radio"/> 合成樹脂製可とう電線管														
<input type="radio"/> 鉛管														
<input type="radio"/> コンクリート管														
<input type="radio"/> 鋳鉄管														
<input type="radio"/>														
<input type="radio"/>														
<input type="radio"/>														
<input type="radio"/>														
<input type="radio"/>														
<input type="radio"/>														
2) 弁類	※ 該当項目に●印をつける。 2列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする 水道直圧及び高置タンクまでは1Mpaとし、他は各種配管の水圧検査圧力値を超える最高許容圧力を有するバルブとする													
3) 試験	配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う 圧力値、保持時間は、標準仕様書第2編 2.9.2から2.9.5による 試験終了後、報告書を工事監督員に提出すること													
4) ねじ加工	<input type="radio"/> 転造ねじ加工 (蒸気還水管)													

5) ステンレス鋼管継手の種類

種類	冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火	備考
<input type="radio"/> プレス							ダブルプレス
<input checked="" type="radio"/> 拡管式							
<input type="radio"/> 溶接							
<input type="radio"/> ハウジング継手							

6) 埋設配管

- 防食処理 土中
 ペトロラタム系防食テープ ()
 ブチルゴム系絶縁テープ ()
 コンクリート内
 プラスチックテープ ()

地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

	地中埋設標		埋設表示テープ		屋外配管埋設深さ		
	要	不要	要	不要	車両道路	道路以外	凍結深度
給水配管	<input checked="" type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input checked="" type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL- m以上	GL-1.4 m以上	GL- m以上
ガス配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
油配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

7) 溶接部の検査

- 目視検査 非破壊検査 (溶接部の種類 :)
(検査の種類 :)
(配管種別 :)
(使用圧力 :)
(抜き取り率 :)

8) 配管洗浄

- 詳細は標準仕様書の当該事項による
 冷温水管 給水管 (1次側 2次側)
 冷却水管 給湯管 受水タンク 高置タンク
 貯湯タンク 給湯用膨張タンク
高周波洗浄もしくは同等以上の方法による
飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う

▶ 2. 保温

標準仕様書第2編3.1.4及び5のうち保温材及び外装材は次による
断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

1) 配管

- 保温材 グラスウール ()
 ロックウール ()
 ポリスチレンフォーム ()
- 外装材 ｲ) 屋内露出
 合成樹脂製カバー ()
 アルミガラスクロス ()
 その他 () ()
- ロ) 機械室・書庫・倉庫
 アルミガラスクロス ()
 その他 () ()
- ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
 アルミガラスクロス ()
 その他 () ()

	ニ) 床下・暗渠内 <input type="radio"/> 着色アルミガラスクロス () <input type="radio"/> アルマット () <input type="radio"/> 保温なし () <input type="radio"/> その他 ()
	ホ) その他 <input type="radio"/> その他 () () <input type="radio"/> その他 () () <input type="radio"/> その他 () () <input type="radio"/> その他 () ()
2) バルブ等	保温材 <input type="radio"/> グラスウール () <input type="radio"/> ロックウール () <input type="radio"/> ポリスチレンフォーム () 外装材 <input type="radio"/> ステンレス鋼板 () <input type="radio"/> 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 () <input type="radio"/> カラー亜鉛鉄板 () <input type="radio"/> その他 () ()
3) ダクト	外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う 保温材 <input checked="" type="radio"/> グラスウール () <input type="radio"/> ロックウール () <input type="radio"/> ポリスチレンフォーム () <input type="radio"/> その他 () 外装材 イ) 屋内露出 <input type="radio"/> 合成樹脂製カバー <input type="radio"/> カラー亜鉛鉄板 <input type="radio"/> 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 <input type="radio"/> ステンレス鋼板 <input type="radio"/> アルミガラスクロス <input type="radio"/> その他 () ロ) 機械室・書庫・倉庫 <input checked="" type="radio"/> アルミガラスクロス <input type="radio"/> カラー亜鉛鉄板 <input type="radio"/> 溶融アルミニウム亜鉛鉄板 <input type="radio"/> ステンレス鋼板 <input type="radio"/> 合成樹脂製カバー <input type="radio"/> その他 () ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中 <input type="radio"/> アルミガラスクロス <input type="radio"/> その他 () ニ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト <input type="radio"/> アルミガラスクロス <input type="radio"/> その他 () 範囲 イ) 外気取入用ダクト ・ 全て ロ) 排気用ダクト <input type="radio"/> 全て <input type="radio"/> その他 (外壁より1.5m以内) ハ) その他 <input type="radio"/> その他 () () <input type="radio"/> その他 () () <input type="radio"/> その他 () () <input type="radio"/> その他 () ()
3) 機器類	<input type="radio"/> 冷温水ヘッダー <input type="radio"/> 冷水ヘッダー <input type="radio"/> 冷温水タンク <input type="radio"/> 冷水タンク <input type="radio"/> 温水タンク <input type="radio"/> 蒸気ヘッダー <input type="radio"/> 温水ヘッダー <input type="radio"/> 熱交換器 <input type="radio"/> 還水タンク <input type="radio"/> 膨張タンク 保温材 <input type="radio"/> グラスウール <input type="radio"/> ロックウール <input type="radio"/> その他 () 外装材 <input type="radio"/> カラー亜鉛鉄板 <input type="radio"/> 溶融アルミニウム亜鉛鉄板

4) 冷媒被覆銅管

	○ ステンレス鋼板		○ その他 ()	
	液管	ガス管	結露の恐れあり ()	
被覆厚				

5) 煙道
排気筒

保温材 ○ ロックウール ○ その他 ()
 外装材 ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
 ○ ステンレス鋼板 ○ その他 ()

6) 消音内貼り

施工方法は標準仕様書の当該事項による
 施工箇所は図示したダクト及びチャンバー類とする
 使用材料 ○ グラスウール ○ その他 ()
 厚さ ○ 25mm ○ 50mm

消音内貼チャンバーの寸法は外法寸法とする

ラス押え ○ 有 () ○ 無

▶ 3. 塗装

イ. 屋内露出は、室内環境対応・配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。
但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。

ロ. 裸管 ○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント
 ・蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント
 居室及び隠ぺいは、さび止めペイント

ハ. 支持金物及び架台類

○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント

ニ. ダクト * 合成樹脂調合ペイント

ホ. その他 ○ アルミニウムペイント ○ 調合ペイント

▶ 4. ダクト及びダクト付属品

1) ダクト

方式 ● 低圧 ○ 高圧1 ○ 高圧2

○ その他 ()

工法 ○ アンクルフランジ ()

○ コーナーボルト ()

(● 共板フランジ ○ スライドオンフランジ)

種別 ○ 鉄板 ()

○ スパイラルダクト ()

○ 硬質塩化ビニル管 (VU) ()

○ 矩形 (アンクルダクト工法) ()

● その他 (ステンレス)

2) チャンバー等

イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける

ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける

イ) ネック径200φ以下 : 400×400×250H

ロ) " 200φをこえるもの : 500×500×300H

ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスを設ける

イ) BL-S、BL-D : 200×(長さ+100)×300H

ロ) BL-T、BL-K : 250×(長さ+100)×300H

ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける

3) 防雪フード

イ. 材質 ステンレス鋼板製 ○ SUS430
 ● SUS304
 ○ その他 ()

ロ. 板厚 () mm

4) 排気フード

イ. 幕板 ○ 本工事 ステンレス鋼板製 ○ SUS430
 ○ SUS304

○ 別途工事 ○ () mm

5) セルフード

○ 丸形フード ○ 防風形フード ○ その他 ()

材質 ○ ステンレス製

6) 風量測定口	<input type="radio"/> アルミニウム製 <input type="radio"/> その他 () 取付箇所 1. 特記した風量調整ダンパーの上流又は下流 2. 送排風機、空調機に近接した風道の部分 3. 外気取入風道の部分 4. その他指定部分
▶ 5. 制気口 1) 吹出口・吸込口	材質 <input type="radio"/> 樹脂製 () <input type="radio"/> 鋼板製 <input checked="" type="radio"/> アルミニウム材製 <input type="radio"/> その他 ()
▶ 6. 貫通部の処理 1) 穴埋補修 2) 防火区画の処理	穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする
▶ 7. 吊り及び支持	ハ. スパンドレイルについてセルフードは抵触しない事 イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする
▶ 8. スリーブ	ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又は丸鋼とする イ. 標準仕様書（第2編 第2章の2.2.27）による ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ ※つば付き鋼管スリーブ <input type="radio"/> 非加硫ブチルゴム系止水材（使用部位： ）
▷ 9. はつり及び穴あけ （改修工事等）	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる 口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温材の厚さを含む）より20mm程度大きなものとする
▷ 10. インサート 及びアンカー	改修工事において、既存のインサート及びアンカーボルトは、原則として、使用しない。やむを得ず既存のインサート及びアンカーを再使用する場合は、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用する。 また、引張強度の確認試験については、工事監督員と協議する
▶ 11. 耐震措置	機器の固定 アンカーの耐震計算を行う機器等 * 工事監督員と協議する <input type="radio"/> 無し 確認試験 イ. あと施工アンカーの性能確認試験 <input type="radio"/> 行う * 行わない ロ. あと施工アンカーの施工後確認試験 * 行う 確認強度は工事監督員と協議する <input type="radio"/> 行わない (1) 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）及び「道有施設（建築物）の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、耐震施工を行う。 <input checked="" type="radio"/> 一般の施設 <input type="radio"/> 特定の施設 <input type="radio"/> 甲類 <input checked="" type="radio"/> 乙類

①局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び 地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

②局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び 地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう

- イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器
- ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器
- ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器
- ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器
- ホ. その他これらに類する機器

重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す

また、水槽類にはオイルタンク等を含む

(2) あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用することとし、施工後の確認試験は次による。

- ①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。
- ②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に工事監督員に提出する。
- ③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。

- 風量調整 水量調整 室内外空気の温度
- 室内外空気の湿度 室内気流及びじんあいの測定
- 騒音の測定 飲料水の水質の測定

総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を工事監督員に提出する

測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する

▶ 12. 総合試運転調整等

▶ 13. 仮設工事

- 1) 工事用水
- 2) 工事用電力
- 3) 足場
- 4) 交通誘導警備員

構内既存の施設 利用できる (* 有償 無償)
 * 利用できない
 構内既存の施設 利用できる (* 有償 無償)
 * 利用できない

別契約の関係請負者の定置する足場、棧橋の類は、無償で使用できる
 建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること

なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による

配置位置：図面による

警備員詰所：(設ける 設けない)

表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。

交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

- 5) 指定仮設

* なし 本工事（仮設計画図による）

▶ 14. 土工事

- 1) 管周囲の保護
- 2) 埋戻し土
- 3) 建設発生土等の処理

* 山砂の類 良質土 その他

* 掘削土の良質土 山砂の類

場外搬出（約 km 捨て場所）

（捨て場所住所：）

（管理者：）

捨て土均し（ 有り 無し）

構内敷均し 構内指示の場所に堆積（別途土工事）

構外敷均し

処理費（ * 有償 無償 ）

有り（工法：） 無し

- 4) 山留め施工

▶ 15. 地業工事

- 1) 砂利地業

* 再生クラッシュラン 切込砂利 切込碎石

砂利地業の厚さ * 100mm以上

mm（）

JIS A5001（道路用碎石）C-40程度

▶ 16. コンクリート工事

- 1) コンクリート強度

機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

強度	<input type="radio"/> 16N/mm ²	<input type="radio"/> 18N/mm ²	<input type="radio"/> 21N/mm ²
スランプ	cm	cm	cm
施工箇所			

鉄筋種別	異形鉄筋 <input type="radio"/> SD295A <input type="radio"/> SD345 <input type="radio"/> SD390
補強筋	壁開口部 <input type="radio"/> 基準配筋による <input type="radio"/> 構造図面による
	床開口部 <input type="radio"/> 基準配筋による <input type="radio"/> 構造図面による
	その他 <input type="radio"/> 基準配筋による <input type="radio"/> 構造図面による

▷ 17. はつり工事

はつり作業を行う場合は、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行う。

なお、埋設物の調査は基本下記により、それ以外の調査方法を選択する場合は工事監督員と協議すること。

* 放射線透過検査 * 電磁波検査 * 電磁誘導法検査

▷ 18. 使用機材

使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和7年度版設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる

○ メーカーリスト

機 器 名	指 定	製 造 所

○ 空気調和設備

項 目	特 記 事 項
▷ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ 灯油 ○ ガス (都市ガスの場 ○ 低圧 ○ 中圧) ○ 電気 ○ その他 ()
▷ 2. 空気調和方式	○ 全空気 ○ 空気一水 ○ 全水 ○ 冷媒式
▷ 3. 暖房方式	○ 蒸気 ○ 温水 ○ 温風 ○ 電気 ○ 遠赤外線 ○ 放射 ○ その他 ()
▷ 4. 冷房方式	○ 冷媒 ○ 冷水
▷ 5. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は、原則として表示された数値以上とする
▷ 6. ばい煙濃度計	○ 設けない ○ 設ける
▷ 7. 煤じん量測定口	○ 設けない
▷ 8. 放熱器等	○ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする) 種別 ○ 鋳鉄製放熱器 ○ パネルヒーター ○ ファンコイルユニット ○ ヒートポンプユニット ○ ファンコンベクター ○ ユニットヒーター ○ パッケージエアコン ○ FF暖房機 ○ 電気ヒーター ○ 遠赤外線暖房機 ○ コンベクター ○ ベースボードヒーター ○ 床暖房 (○ 温水 ○ 電気) ○ ロードヒーティング (○ 温水 ○ 電気) ○ その他 ()

● 暖房設備

項 目	特 記 事 項
▶ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ 灯油 ○ ガス (都市ガスの場 ○ 低圧 ○ 中圧) ● 電気 ○ その他 ()
▶ 2. 暖房方式	○ 蒸気 ○ 温水 ○ 温風 ● 電気 ○ 遠赤外線 ○ 放射 ○ その他 ()
▶ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は、原則として表示された数値以上とする

○ 消 火 設 備

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 用途区分	消防法施行令別表第1による区分 (() ○ イ ○ ロ ○ ハ ○ ニ)
▷ 2. 消火方式	○ 連結送水管 ○ 屋外消火栓 ○ 屋内消火栓 ○ スプリンクラー ○ 連結散水 ○ 不活性ガス ○ 泡消火 ○ 粉末消火 ○ フード等簡易消火 ○ 消火器 ○ 共同住宅用スプリンクラー設備 ○ その他 ()
▷ 3. 屋内消火栓箱	○ HB-1 (○ A ○ B ○ 易操作性 ○ 消火器箱併設) ○ HB-4 (○ A ○ B ○ 広範囲形 ○ 消火器箱併設) ○ その他 ()
▷ 4. 消火ポンプユニット	○ 揚水加圧 (火災報知器と連動) ○ その他 () 図内機器表によるほか日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの 制御盤には火報起動リレー組込スペースを設けること

○ ガ ス 設 備

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 種類	○ 都市ガス ○ 液化石油ガス (○ ボンプ供給 ○ バル供給) ○ その他 ()
▷ 2. 機器	図内機器表による
▷ 3. 施工	○ 都市ガス……ガス事業者の責任施工とする ○ 液化石油ガス……標準仕様書第6編第3章による ○ その他のガス……高圧ガス保安法の規定に基づく ○ 有 ○ 無 ○ 別途リース品対応
▷ 4. ガス漏れ警報器	
▷ 5. ガス漏れ警報設備 計装工事区分	都市ガスの場合 * 警報器用基台(基台共)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 () 液化石油ガスの場合 * 警報器用コンセント(別途)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 ()

○ 厨 房 機 器

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 厨房機器	図内機器表による 機器表に記載のない事項は、標準仕様書第5編第1章第6節による

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 石綿含有建材の除去工事	<p>改修工事標準仕様書（建築工事編）第9章及び以下による。 施工調査 (9.1.1)</p> <p>建材の石綿含有調査は、次による。 施工調査の結果を書面により監督員へ報告する。 施工調査の結果、設計図書等と異なる場合は、工事監督員と協議する。</p> <p>(1) 調査範囲 (9.1.1)</p> <p>○ 分析調査 _____ヶ所 調査部位 _____</p> <p>○ 分析調査済：含有建材等は図面による。 分析結果 ○ 石綿含有 ○ 石綿非含有 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。</p> <p>○ 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 ○ 貸 与 ○ 無</p> <p>(2) 分析方法 (9.1.1)</p> <p>* JIS A 1481-2（建材製品中の含有率測定方法—第2部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法）とする。</p> <p>○ _____</p> <p>(3) 石綿含有建材除去後の仕上げ ○ 図示 (9.1.1)</p> <p>(4) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ○ 行わない (9.1.1)</p> <p>測定方法 ○ 図示 ○ _____ 測定時期 ○ 図示 ○ _____ 測定場所 ○ 図示 ○ _____ 測定箇所数 ○ 図示 ○ _____</p>
▷ 2. 除去工事共通事項	<p>(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 種類 _____ 処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示）</p> <p>(2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法 種類 _____ 処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示）</p>
▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去等	<p>(1) 石綿含有吹付け材の除去方法 (9.1.3)</p> <p>* 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による</p> <p>○ _____</p> <p>(2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置及び梱包 (9.1.1 9.1.3)</p> <p>① 飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化</p> <p>② 梱包 * 密封処理(二重袋梱包) ○ _____</p> <p>(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 (9.1.3)</p> <p>○ 埋め立て処分</p> <p>* 管理型最終処分場 場所： _____</p> <p>○ _____ 場所： _____</p> <p>○ 中間処理</p> <p>* 無害化処理施設 場所： _____</p> <p>○ _____ 場所： _____</p>

▷ 4. 石綿含有保温材等の除去	<p>(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4)</p> <p>種類： _____</p> <p>除去方法 <input type="radio"/> 切断又は破碎 <input type="radio"/> 手ばらし <input type="radio"/> 切断 <input type="radio"/> 作業場の隔離 <input type="radio"/> 本体搬出</p> <p>種類： _____</p> <p>除去方法 <input type="radio"/> 切断又は破碎 <input type="radio"/> 手ばらし <input type="radio"/> 切断 <input type="radio"/> 作業場の隔離 <input type="radio"/> 本体搬出</p>
▷ 5. 石綿含有成形板等の除去	<p>(2) 作業場の隔離 * 行う <input type="radio"/> 行わない (9.1.4)</p> <p>(1) 石綿含有成形板の種類 (9.1.5)</p> <p>種類 _____</p> <p>種類 _____</p> <p>種類 _____</p> <p>(2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5)</p> <p><input type="radio"/> 埋め立て処分</p> <p>* 安定型最終処分場 場所 _____</p> <p>(3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5)</p> <p><input type="radio"/> 埋め立て処分</p> <p>* 安定型最終処分場 場所 _____</p> <p><input type="radio"/> _____ 場所 _____</p> <p><input type="radio"/> 中間処理</p> <p>* 無害化処理施設 場所 _____</p> <p><input type="radio"/> _____ 場所 _____</p>

○ そ の 他

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 概数等発注	<p>(1) 次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること</p> <p>7. 工事数量総括表細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目</p> <p>4. 次の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ <p>(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。</p>

- (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に工事監督員と協議すること。
なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。
- (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。